

令和5年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和5年9月4日 開会

令和5年9月15日 閉会

高山村議会

令和五年第三回（九月）定例会

令和五年第三回（九月）定例会

令和五年第三回（九月）定例会

令和五年第三回（九月）定例会

令和五年第三回（九月）定例会

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

令和5年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明	5
○報告第1号の上程、説明	8
○報告第2号の上程、説明	9
○同意第1号の上程、説明、採決	10
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第1号の上程、説明	13
○散会の宣告	14

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開議の宣告	18

○一般質問	1 8
5 番 飯 塚 武 久 君	1 8
8 番 後 藤 肇 君	2 2
1 番 渡 邊 裕 治 君	2 7
9 番 平 形 富二夫 君	3 7
○休会について	4 5
○散会の宣告	4 5

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	4 7
○本日の会議に付した事件	4 7
○出席議員	4 7
○欠席議員	4 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8
○事務局職員出席者	4 8
○開議の宣告	4 9
○議案第1号の質疑、討論、採決	4 9
○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決	5 1
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	7 3
○議員派遣について	7 3
○閉会の宣告	7 4
○署名議員	7 5

令和 5 年 9 月 4 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和5年第3回高山村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月4日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 報告第 1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第 2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況について
- 日程第13 同意第 1号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第14 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号））
- 日程第15 議案第 1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	代表監査委員	関令二郎君
総務課長	後藤好君	会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君
住民課長	都筑喜久雄君	保健みらい 課長	割田信一君
農林課長	平形英俊君	建設課長	飯塚優一郎君
地域振興課長	林隆文君	教育課長	金井等君

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。ただいまから令和5年第3回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回高山村議会定例会の開会に当たり議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともにご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

9月に入り、実りの秋を迎える時節となりました。同時に、比較的大型の台風が発生しやすく、風水害が心配される時期ともなります。7月末に沖縄地方を襲った台風6号は、その中心が沖縄県を一旦通過した後、戻るようなルートをたどり、1週間以上の長きにわたり、停電や欠航など甚大な影響をもたらしたようでございます。

続いて発生した台風7号はゆっくりとした動きで、関西地方を中心に大きな被害をもたらしました。本村においてもその影響が懸念されたため、8月14日に予定されていたふるさと祭りを、残念ながら中止ということにいたしました。

近年では、地球温暖化の影響もあってか、今までとは違った気象状況となってきたようでございます。数十年に一度のとか、今までにないというような言葉が頻繁に聞かれるようになっております。

いつ、いかなる形で発生するのか予測できない各種災害に対して、常に危機感を持って、日々の行政執行に努めてまいりたいと思っております。それと同時に、長期的な視点に立ち、地球温暖化防止のためにも、脱炭素に向けた取組を積極的に進めていかなければならないと思っております。

村民の生命・身体・財産を守ることは、行政に課せられた大きな使命でございます。この使命を全うするためには、関係機関・団体、住民の方々との連携強化が必須であると考えております。

議員各位におかれましても、安全・安心な村づくりのため、今後とも一層のご尽力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会への提出議案等でございますが、決算認定が8件、報告が2件、同意・承認がそれぞれ1件、議案が1件となっております。ご審議をお願い申し上げたく、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣言

○議長（山口英司君） これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、飯塚武久議員及び6番、後藤明宏議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月15日までの12日間と決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第3、認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、認定第8号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8案件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 認定第1号から認定第8号まで、一括して説明を申し上げます。

去る7月14日に、令和4年度の一般会計及び7特別会計の決算書が会計管理者より提出されました。これを監査委員の審査に付し、その意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

さて、決算年度である令和4年度の出来事を振り返りますと、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻の開始、原油価格の高騰、エリザベス女王の死去、暗い話題が目立つ年でもあったように感じます。

日本に目を向けると、新型コロナウイルス感染拡大、32年ぶりに1ドル150円を超える円安、安倍元首相が凶弾に倒れるなど、こちらも暗い話題の多かった年でもあるかと思えます。

昨今の経済情勢を見ますと、世界的な脱炭素の流れの中で、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、主要産油国による原油供給量の調整が行われ、原油の価格高騰が続いております。これが大きな要因となり、あらゆるものの物価が高騰し、日本経済に大きなマイナスの影響を及ぼしております。

さらには、コロナ禍からの世界同時的な景気回復、ウクライナ情勢による影響も加わり、物価高騰が続くであろうと予測されております。今後ますます厳しくなるであろう国の財政事情のしわ寄せが、これ以上、地方ひいては住民生活に影を落とすことのないよう願っております。

このような状況の中、現在の高山村の重要課題であります人口減少対策、脱炭素化への取組、役場庁舎、ふれあいプラザなどの老朽化が進む公共施設やインフラ施設の整備も進めていかなければならず、多額の支出が見込まれます。

厳しい財政事情が予測されるところであります。村民誰もが高山村に住んでいてよかったという実感できるような暮らしを持続可能な形で支えていくことが、行政を担う私たちの使命であると考えております。引き続き、堅実な財政運営を肝に銘じつつ、村政を進めてまいる所存でございます。

さて、本定例会において認定を求める令和4年度の決算概要であります。一般会計及び7特別会計の決算総額は、歳入45億8,067万円、歳出43億7,177万円となりました。このうち、一般会計の歳出は30億6,027万円で、昨年度決算と比較すると4億6,258万円の減となっております。さとのわの完成により、観光交流館整備事業がおおむね完了し、道の駅整備事業費が5億1,193万円の減額となったことが主な要因となっております。

決算の詳細については、審議いただく中で職員より逐次ご説明を申し上げます。

本決算に対する監査委員の意見を真摯に受け止め、限りある財源の中で、必要な施策・事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を心がけてまいりますので、全議案について承認いただきますようお願い申し上げます。決算の説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） ここで、監査委員より令和4年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

○代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可をいただきましたので、令和4年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書をご覧くださいますようお願いいたします。

審査に付されました令和4年度高山村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して、正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は関係法令に準拠して作成されており、その係数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理は適切に行われているものと認められました。

村全体の純計決算額は歳入で42億6,694万円、歳出で40億5,804万5,000円で、前年度と比較すると、歳入は5億9,707万9,000円、率にして12.3%、歳出は4億8,775万4,000円、率にして10.7%、それぞれ減少しています。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.31と前年度から0.02ポイント悪化し、依然として低い水準となっており、群馬県内の35市町村中30番目の財政力指数となっています。

経常収支比率は87.9%と前年度から8.2ポイント悪化しています。これは、経常一般財源収入で村税収入の減少や臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減少したことに加え、経常経費充当一般財源で、人件費や物件費、一部事務組合への負担金などが増加したことによるもので、依然として、財政構造の弾力性に欠けると思われる比率となっており、村税収入の確保と経常経費の節減が必要と思われます。

一方、実質公債費比率は7.7%と前年度から0.9ポイント増加したものの、健全な財政状況にあると認められます。

財政の構造を見ると、自主財源は29.5%で、前年度から2.6ポイント減少していますが、これは村税や繰越金が減少したことに加えて、プレミアム付商品券販売収入の皆減が大きな要因と考えられます。

収入未済額は総額で5,418万4,000円と前年度より228万9,000円、率にして3.5%減少しており、関係者のご努力が認められますが、収入未済額の中には、今後、不納欠損に結びつくものが依然として相当数含まれているものと思われますので、税収入の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き効率的かつ有効な徴収方法の模索が求められます。

とりわけ、特別会計は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置されるものとされています。

特定の歳入、すなわち保険税や保険料、使用料などは、その会計の事業を行うために必要な収入であり、受益者が公平に負担することによって成り立っていくものであることから、事業の継続や公平性の観点からも、収入未済額の削減に、より一層、取り組む必要があると考えます。

施設の老朽化や災害対策などの多種多様な行政課題の対応に要する費用は年々増加傾向にあり、厳しい行財政運営を強いられることは明らかであります。限りある財源の中で、将来にわたり持続的・安定的な行財政運営及び村民福祉の向上を図るためにも、現行事業の必要性や効果を精査し、効果的な事業を計画的に執行することが必須であると考えます。

最後になりますが、今後とも、村民福祉向上のため、持続的、安定的な村の発展にご尽力いただきますことをお願いいたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 大変ご苦労さまでした。

本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を添えて議会に報告するものでございます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率では、実質公債費比率のみが7.7%と算定されました。昨年度と比較すると0.9ポイントの増加となります。この要因としては、臨時財政対策債の発行可能額の減少などによる標準財政規模の縮小及び平成30年の観光交流館整備事業、橋倉橋の橋りょう長寿命化事業、令和元年の災害復旧事業、令和2年の千貫赤根線の県営林道事業、田尻橋の耐震補強設計による起債の償還開始などにより、償還額が4,882万7,000円増加したことが主なものとなります。

次に、令和4年度決算に基づく資金不足比率では、対象となる特別会計全てで資金不足比率は算定されませんでした。

以上、報告を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） ここで、監査委員より令和4年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

○代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和4年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております健全化審査意見書をご覧ください。

いますようお願いいたします。

審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態であると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（山口英司君） 大変ご苦勞さまでした。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第12、報告第2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 地方自治法第243条の3第2項に規定により、株式会社たかやま振興公社の令和4年度における経営状況につきましては、議案書別紙にございます第三セクター経営状況報告書のとおりの内容となっております。

なお、令和4年度におきましては、昨年を引き続き当期純損益では1,301万6,000円の赤字決算となりました。経常収益が大幅に伸びているにもかかわらず、それを上回る経常費用が増加となってしまいました。このマイナス要因をひもときますと、昨年よりの円安の進行やロシア・ウクライナ情勢との影響による物価高騰が大きな要因となりました。特に電気料金におきましては、前年比、金額にして約1,300万円の増加となり、経営に大きな影響を受ける形となりました。

令和2年の群馬県新型コロナウイルス感染症対策資金を金融機関から4,000万円の借入れを行い、営業を実施しておるところでございますが、令和4年度におきましては、お手元の資料にありますように、2,363万5,000円の債務超過となったことから、報告書に併せて、第三セクター等経営健全化方針を作成し、早期の債務超過解消を目指すための抜本的改革を含む経営の健全化方針を定めたものでございます。

村の出資が50%以上、実質100%の法人であることから、経営の効率化・健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に、今後とも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き指定管理施設の運営に対するご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 以上で報告第2号を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第13、同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について説明を申し上げます。

令和元年10月1日から教育委員としてご尽力いただいている笹川りえ子さんが、今月末をもちまして任期を満了することとなります。後任の教育委員に千嶋恵さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

千嶋恵さんは、昭和64年3月に群馬大学医療技術短期大学部作業療法学科を卒業、平成15年3月、群馬大学医学部保健学科作業療法学博士課程前期を修了し、作業療法士、介護支援専門員の資格を取得されております。その後、沢渡温泉病院、現在は改名し、群馬リハビリテーション病院となっておりますが、そちらに勤務されております。

また、教育委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされております。前任者が保護者委員であったため、今回は保護者委員を任命する必要があります。千嶋恵さんには高校3年と中学2年のお子さんがおり、この要件を満たしております。

多くの人と関わることにより培われた知見を遺憾なく発揮し、高山村の教育行政にご尽力いただけるものと期待をしております。また、温厚篤実であり、地域においての人望も厚く、

人格的にも教育委員として適任であると考えております。なお、任期は令和9年9月30日までの4年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、佐藤晴夫議員、8番、後藤肇議員、9番、平形富二夫議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程14、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度高山村一般会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度高山村一般会計補正予算（第 3 号））について説明を申し上げます。

本補正は、たかやま高原牧場内の採草地への肥料代と、みどりの村キャンプ場内の樹木伐採費用となります。いずれも早期実施の必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 5 年 6 月 23 日に専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正概要について申し上げます。今回の補正は、既定の予算に189万8,000円を追加し、予算総額を31億8,795万8,000円とするものでございます。

農業費について、当初予算編成時にはたかやま高原牧場の活用方法に不透明な点があり、予算計上を見送ったところでございますが、その後、採草地については、昨年同様、村内酪農家に利用していただくことといたしました。

採草地の施肥は、効果的な施肥の時期が限られているため、専決処分を行ったものでございます。なお、施肥は 2 回に分け、1 回目は 7 月上旬に、2 回目は 8 月に行い、完了してお

ります。

商工費については、みどりの村敷地内の樹木が全体的に大きくなり、その中には樹勢が弱く、台風などによる樹木の倒伏が懸念されるものが散見されるようになりました。そこで、樹木医による診断を受け、倒木の可能性があるとして判断された樹木を伐採したものでございます。

この伐採については、来場者の危険防止の観点から、本格的なキャンプシーズンを迎える前に実施する必要があると判断し、専決処分を行ったものでございます。なお、伐採は7月中旬に完了しておりますことを申し添えます。

以上、承認くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第15、議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は既定の予算に4,656万5,000円を追加し、予算総額を32億3,452万3,000円とするものでございます。

本補正による主な新規事業について説明申し上げます。

3款1項1目低所得世帯支援給付事業、これは国策ともなりますが、電力・ガス・食品等の価格高騰を重点支援として、1世帯当たり3万円を支給する事業となります。本年3月の国からの通知により令和5年度事業として実施するもので、本年7月に令和4年所得が確定したことを受け、実施するものとなります。

次に、6款1項3目地域活性化起業人活用事業。これは、民間企業の社員を6か月から3年間の間で受け入れ、そのノウハウや知見を生かして地域活性化を図る取組に従事してもらう事業でございます。この事業に係る費用は、人件費1人当たり560万、事業経費100万など上限はありますが、特別交付税により措置されることとなっております。

起業人については、既に高山村においても実績のある、株式会社アグリメディアの社員を予定しております。農産物の高付加価値化、持続可能な農業づくりなどの業務をお願いしたいと考えております。

次に、7款1項12目みどりの村施設管理事業、専決補正によりみどりの村のキャンプ場内の危険木伐採のため、樹木医の診断を受けた際、樹幹には問題がないものの枯れ枝が大分目立っており、落下の危険性が高いと指摘されたため、この際、枯れ枝についても点検し除去を行いたいというものでございます。

以上、主な新規事業の概要について申し上げます。

その他の補正予算の内容につきましては、審議をいただく中で、職員より説明を申し上げますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日5日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時45分

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和5年第3回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月5日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉諸君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議員皆様全員、上着を着て正装されています。また、執行部の皆さんも全員の方、上着を着て正装されています。それぞれの方、議員の方は議員バッジ、職員の方は職員バッジもつけていることは全員確認しましたが、毎日暑い日が続いております。それとともに、昨日の夜中には雨が降りまして、また湿度も高くなる、温度もこれから高くなる、そういったことが予想されますので、健康上の理由ということで上着の着脱は個人の方のそれぞれ自由とさせていただきますので、上着を脱いで臨んでいただいても結構です。

直ちに日程に入ります。

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 飯塚武久君

○議長（山口英司君） 最初に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

5番、飯塚武久議員。

[5番 飯塚武久君登壇]

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

現在の農業を取り巻く状況を概観してみますと、農家人口は20年前から半減、農業者の高齢化と後継者の不在、また、耕作放棄地の拡大による農業生産の低下や景観の悪化等、地域農業は非常に厳しい状況にあります。この傾向が続けば、人口減少により顕在化してきている空き家問題と同様に、農地についても耕作者が減少し続けて地域農業が崩壊、ひいては食

料生産の低下やこれまで人の手によって守られてきた農村の持つ良好な景観など、いわゆる多面的機能が失われ地域全体の荒廃につながることも懸念されます。

農地は農村社会において生産基盤として、また、生活基盤として今後も適切に維持していかなければならない最も重要な資源であります。この大切な資源を確実に次世代につないでいくためには、農地の有効利用を積極的に進めていく必要があると思いますが、高齢化が進む中で担い手の確保や農地の利用集積が遅々として進んでいない状況にあり、さらには農地の条件整備も遅れている状況ではないかというふうに思っております。

そこで、本村における農業振興の方向性についてと題して、3点ばかり質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、担い手の状況、農地集積率、耕作放棄地面積、農地の整備率などの現状を踏まえて、本村の農業をめぐる状況をどう捉えているかお尋ねいたします。

次に、2点目ではありますが、厳しい農業情勢の中で農業振興を図っていくためには、担い手の確保と農地の有効利用、さらには農地や道水路の整備・保全が必要不可欠というふうに考えますが、これについてどのように対応していくかお尋ねいたします。

3つ目でございますが、地域農業を着実に振興していくためには、まず村全体の農業に対する基本方針を定め、これに沿った形で地域ごとの具体的な計画づくりを進めていく必要があるかと思っております。こうしたことを着実に進めていくためのツールとしまして、国が先頭となって平成24年から進めている人・農地プラン、また、今年度からこれをさらに強力に進めるために、農業生産基盤強化促進法を改正して作成することになった地域計画の策定がありますが、この計画づくりは地域が主体となって、将来の地域農業の在り方や農地集積の方針等について詳細に検討していくものでありまして、本村においても、ぜひこの地域計画づくりを積極的に進め、農業の基盤づくりを真剣に考えていく必要があるというふうに思います。

そこで、農地の地域計画づくりをどのように進めていくか、具体的には、人・農地プランの策定状況、地域計画策定の進め方等の推進体制、また策定期間、以上の3点についてお尋ねします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1つ目の本村の農業をめぐる状況についてですが、担い手の状況については、現在、

認定農業者は法人を含め19件で、うち沼田市在住の方で県広域認定を受けている方お1人と、村外の法人で赤堀町養鶏組合などが含まれております。また、新規就農では、平成31年4月に2名、新規就農され、農業次世代人材投資事業費補助金を受け農業経営をされており、その後は新規の就農される方がいませんでしたが、令和3年度から株式会社アグリメディアとの業務委託により、就農支援・農的魅力開発支援事業を展開し、就農型の地域おこし協力隊として令和4年度に3名、令和5年度に2名の計5人が高山村に移住し、村内農家のところで研修を受けております。

遊休農地の面積は、令和5年4月1日時点で3.5ヘクタールあり、山あいや湿地、石が多く耕作困難な農地もあり、高齢や後継者不足などを理由とした耕作放棄地も懸念されるため、利用集積、非農地判断、転用などを促していきたいと考えております。農地の集積率は、同じく令和5年4月1日時点で8.5%で、土地改良を実施した優良農地の中でも急傾斜地の多い尻高地区では、面的集積が難しく、遊休農地が懸念されております。

そして、農地の整備率は、面積で水田が88ヘクタール、畑が55ヘクタール、整備率では水田が50%、畑が15.3%となります。県平均や郡平均と比較しますと、平成30年度に群馬県で出している農業農村整備事業のあゆみによると、吾妻農業事務所管内の平均が、水田が43.8%、畑が55.2%、県内平均では水田が67%、畑が62%となっており、高山村では遅れていると思われれます。

続いて、2つ目の農業振興のためには、担い手の確保と農地有効利用、さらには農地や道水路の整備・保全が必要不可欠であるが、どのように対応していくかについては、現在、原地区において、農地中間管理機構関連農地整備事業により約21ヘクタールの土地改良事業を進めており、また、判形地区では、議員発議により令和3年、4年度の2か年にかけて、県単事業による中山間元気創生基盤整備構想策定事業により、未整備の8地区、面積では29.5ヘクタールの整備構想を作成を行い、実際に土地改良事業が行えるか、現在、事業実施の意向確認を進めているところでございます。さらに、原地区の未整備地区でも、この県単の中山間元気創生基盤整備構想策定事業により、約27.7ヘクタールの農地について今年度から整備構想策定を行うことになっております。

既に土地改良事業を行った箇所でも、施設の老朽化しているため、今後調査をして、計画的に実施整備を行っていききたいと考えております。

続いて、3つ目の農地の地域計画をどのように進めるかについてですが、まず、人・農地プランの策定状況は、令和3年1月18日に、原地区の土地改良事業推進に合わせて人・農地

プランの実質化を策定いたしました。また、判形地区では、先ほど申しあげました土地改良事業実施の意向確認と併せて、地域計画策定に向けた協議を進める予定でございます。

この人・農地プランとは、高齢化や担い手不足といった地域農業の抱える問題を解決するため、5年後、10年後の地域農業の在り方や、農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）などを明確化するもので、令和元年5月、農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、地域の話合いを活性化し、農地の集積・集約化に向けて、実行性のある人・農地プランの実質化の取組が求められるようになりました。その後、農業経営基盤強化促進法の一部改正する法律が令和4年5月に成立し、人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に移行し、令和7年3月末までに定めることになりました。

このため、原・判形地区を除いた地区の村内世帯宛てに、今年の10月から11月頃にアンケート調査を実施し、そのアンケート結果を基に、来年1月以降に協議の場を持ちたいと考えております。その後は、令和6年度中に地域計画の取りまとめを行い、令和7年末までに地域計画を策定の上、公告したいと考えております。

以上で、飯塚武久議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚武久議員。

○5番（飯塚武久君） ありがとうございます。

原地区、それから判形地区においては、既に地域計画づくりが実質的には進められているということでございます。

そうした中で、農地集積の成功事例を見ますと、基盤整備、いわゆる土地改良事業、これに合わせて農地の再編利用や農業者の組織化を図っている事例、これが多く見られます。両地区については計画を着実に実行し、将来に向けた農業の基盤づくりが確実に進む、このことを期待いたします。

一方で、基盤整備を伴うその他の地区については、この計画づくり自体が非常に難しいというふうに考えてございます。そうした中、計画策定期間が来年度末ということで、実質的には2年間ということのでかなりのハードスケジュールになるというふうになるわけですが、この地域計画を実現性のあるものに仕上げていくためには、まずしっかりとした体制づくりが必要になってくると思います。ぜひ地域や行政、農業関係者等が一体となって、実効性のある計画がつけられるような体制をまずつくっていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 続いて、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

8番、後藤肇議員。

〔8番 後藤 肇君登壇〕

○8番（後藤 肇君） 本日、質問の機会をいただき、本当に光栄に思うところでございます。

質問は、1周年を迎えるさとのわについてお伺いしたいかなと思います。

まず最初に、皆さん御存じかとは思いますが、確認の意味で、新人議員さんもおられますので、観光交流館の経緯をちょっとお話しさせていただいて質問に入りたいかなと思います。

観光交流館の初めての会合、これは平成27年3月、第5次高山総合計画における土地利用方針で決まっております。次に、平成27年7月、総合計画を受け、村の中心地づくり、基本計画の策定。翌々年、平成30年12月、リーディングプロジェクトの中心地コンセプトの提言、承認。平成31年4月にワーキンググループによる実施に向けた協議開始。令和2年10月、実施計画案の策定という順序で進み、交流館が完成しております。

本日においては、建設時の素朴な質問、疑問点について質問をし、お伺いしたいかなと思います。

今まで同僚議員が何回か質問されてきましたが、明確な回答を得た覚えがないもので、1として、当初予算で建設ができず倍の経費がかかり、予定より半年遅れて完成し、この原因と過程での判断の説明をお願いいたします。

2点目とし、法的手続の経過と発注者の自己責任についても、併せて説明をお願いいたします。この法的責任というのは清水設計のことを指しております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員の一般質問についてお答えいたします。

最初に、建設許可が遅延し開業が半年遅れ、当初の建設費が倍になった経緯と判断の再説

明についてですが、令和4年第3回定例会において一般質問の答弁の中で、本体工事の遅延については触れさせていただきました。

高山観光交流館本体工事は、令和元年11月1日の入札により、佐田建設株式会社北毛営業所と契約し、工期については令和元年11月12日から令和2年3月31日といたしました。本体工事の前段階の開発行為に関わる県の開発の許可に遅延があり、その後、建築確認申請業務の遅延等が重なり、事故繰越しによる3か年の繰越し事業として本体工事の工期を令和4年3月31日まで延長させていただきました。

結果的には、本体工事は契約しているものの、前段階の設計業務の遅延により本体工事に大きな遅れが余儀なくされました。本体工事の設計業務内容についても、建築確認申請に添付する建築基準適合判定審査の合格判定に至らず、当時の設計業者では業務を遂行できないと判断し、建築確認申請業務については新たに発注をし、建設業務内容の再確認を行った次第でございます。

その結果、建築基準適合判定における構造計算の基礎となる当初の設計図書等、精査する必要があると判断し、精査期間及び建築基準適合判定審査期間を令和2年度末までとしたため、本体工事が令和3年度完成となり、大きな遅延工事となってしまいました。

本体工事が大幅に遅延した原因として、観光交流館基本設計業務の建築確認申請業務が進まなかったことが原因となり、現在調査、原因を究明について進めているところでございます。本体工事の遅延について、令和4年第3回定例会において一般質問の答弁の中で申し上げさせていただいております。

当初の建設費が倍になった経緯と判断ですが、本体工事は、令和元年11月12日付で契約を締結し、当初の請負額見込みは3億4,485万円であります。令和3年第2回定例会において、本体工事の変更請負契約について議決いただいた変更額は1億2,012万の増額で、請負額を4億6,497万円とし、変更契約をさせていただきました。

本体工事は4億6,497万円となり、本体工事、設計費用、外構工事、内装工事、防災設備等の全ての関連工事を含めると、令和3年度まで総額8億1,152万8,000円となります。本体工事だけではなく全ての関連工事を含め、総額と当初の本体工事の請負額の3億4,485万円に比べ、総費用が倍以上(2.35)となりました。関連工事については、各年度において予算執行させていただいております。

次に、契約解除、遅延した業者に法的手続の経過と発注者の自己責任についてですが、設計業務に含まれていた建築確認申請業務の遅延については、関係各所と協議を進めてまいり

ます。

執行方としても、観光交流館の設計業務の内容については専門的分野が多く、精査できないところがあります。早急に対応できなかったところもあり、大いに反省すべき点がありました。今後の設計業務等については、支援業務等を積極的に活用しながら、円滑な事務を進めていくべきと考えておるところでございます。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 答弁は、その過程において随時確認してということで、村長の説明はある程度分かる気がします。ですけれども、専門分野ではないんですけれども、その途中においてもう少し遅延が起り得る理由などをつかめたのではないかと思うんですけれども、その辺の判断をもう一度お願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤肇議員の一般質問の中で、判断ができたんじゃないかということなんですが、実際、平成30年度に、その設計会社と契約をしながら1年間業務を進めてまいりました。その関係の中で並行して新築工事、本体工事のほうなんですが、進めていったんですが、その中で基本設計とか実施設計を積み上げていった段階で、最後のほうに建築確認、開発許可という形の許可のほうが取れなかったことが事実ということになっています。ただ、業務的なものについては、基本設計、実施設計についてはうまくいったんですが、その中の建築確認業務については平成30年度で業務のほうは終了しております。その中で、実際、終わった段階で、建築確認の業務については遅延をされておりました。ただ、平成30年度において、中に入っていた建築確認業務については遂行ができなかったという形になっています。

その関係で次の年、平成31年度、令和になると思います。その年の4月に施工監理を契約をさせていただきました。その中で、私の理解する範囲なんですが、建築確認を並行して施工監理も一緒に進めていくような形になっておりました。ただ、私が着任した令和2年7月以降になっても、まだ建築確認が下りなかったと。実際何度も私のほうも、その会社のほうに訪問に行きました。実際、建築確認がすぐできるからということで、何度も村長室にその方も来られたんですが、実際打合せの中で1週間後、2週間後にできるからということで、約束をちょっと守っていただけなかった部分もありました。その関係で、令和2年10月に遅延届をいただきました。

その中で、執行部のほうで建築確認ができるかどうか判断をさせていただきました。実際、民間の団体のほうに建築確認は、設計会社をしております高崎の建築構造センターだったと思います、その辺にちょっと確認をした関係で、建築確認が実際このままいって取れるかどうかということを確認をさせていただきました。今のままだと、建築確認の中の構造計算が今まで以上に時間がかかって今後もできないという判断をさせて、その担当者の方から聞いて、ちょっと訪問も行ったんですが、その中で執行部として建築確認については、その当時の設計会社では遂行ができないということで判断はさせていただいて、佐田建設さんと新しく契約をして建築確認に至ったような関係になります。それから工事が始まったような形になるかと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

3問目です。

○8番（後藤 肇君） 今の説明である程度は理解できるんです。ですけれども、やはりこれだけの大型プロジェクトの工事をやるということであれば、結局逆計算をして、私ども素人ではやはり何年の何月完成が一番最初に来ますよね。その前に、さっき言った確認とか重要な項目が何項目かあると思うんですね。それを確実にこなさなければ完成に至らないわけですから、その各項目もある程度余裕を持ちながら、やっぱり相手がいることですから、協議し進めていかなければいけないと思うんですね。

ですけれども、それをやるのが、ある程度やはり私どもの仕事ですから、そこがやはりただ遅延しただけではという、言葉では簡単ですけれども、確かに努力もされていると思います。でも、結果ありにやっぱりこういう仕事はなると思うんですね。やはりマイナスが出てくるわけですから。遅延することによって。余分なお金がかかったり時間がかかったりということになりますから、その辺のあれがもう少し早く段階でつかめなかったのかを、もう一步突っ込んでちょっとお話しいただければ。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤肇さんの質問の中で、もう少し早く気づいてほしかったという部分だったんですが、うちのほうとしても、その設計会社に平成30年度の1年間の業務ということで基本設計、実施設計をお願いしました。その中で、本当に信頼し切っていた部分ははっきり言ってあります。実績もありましたので。その中で話を、担当者の中で話を進めていった中で、最終的なものが建築確認ができなかったと。それについては私のほうも、

事務的なものについては大いに反省すべきところがあるかと思います。ただ、役場の職員として、事務方として専門的な分野という部分になると、なかなか個人的なもので分からない部分もあります。だから、委託業務ということで設計会社のほうに委託をしている部分があります。

ただ、その中で精査をしながら打合せは何度もしています。その中で、建築確認についてはどうも遅れてしまったということで申し訳ない、ただ、その関係については早急に処理をしたいということで申出があったようでございます。その関係で、当初はこんなに延びるわけじゃなかったと。実際考えてみれば、一年半以上延びていますので、結果的に事務的なものがうまく判断ができなかった部分もありますけれども、実際その設計会社の方にお任せをしていた部分もありましたので、信頼し切っていた部分もありました。その部分の、事務方と設計会社のほうで思惑がちょっと違った部分もあるかと思います。ただ、事務方としては何もなかったというわけじゃなくて何度も催促をしながら、打合せをしながらした結果、こういう形になってしまったことについては大いに反省すべきだと思います。

以上です。

〔「議長、もう一度よろしいですか。3問目以降なんですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 林課長が言われるようにその辺は十分、やっぱり人間ですから、話をしている中で、どういう態度とかでのそういう意向を酌みながらやっているのは十分分かります。ですけれども、やはり結論もやっぱりある程度求めていかなければという部分はあると思うんですよね。特にやはりこういう大きな仕事で問題が起きてくると、それに類して随時遅れていくというのが目に見えて分かっているのはもう御存じだと思うんですけれども、なっていますから、その辺を次のプロジェクトの中では絶対に生かしていく、例えば今回も、道の駅にすると人道橋の件でも臨時会まで開いてやった経緯があるわけですよね。やはりそういうことがあって、次の段階にそれが生かされているのかなという気も私少しあるんですよね。

ですから、問題はやはり人間がやることだから起きると思うんですよ。それを早く解決し、次のときには御存じのとおり、それを同じようなことを起こしていかない、それをやはりお互いに肝に銘じて、我々議員もやはりそこを追及していかなかったというのも問題があると思うんです。ですけれども、それはもう結果として過ぎていることですから、次の、さっ

き村長のほうのお話があったように中で調査、遅延している部分の法的手続をこれから調査して進めていくという旨の話もございました。ぜひ早急に解決していただいて、さとのわが、1年経つわけですから、先が見えるようなお互いの話ができるように頑張っていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（山口英司君） 続いて、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

1番、渡邊裕治議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

高山村におけるいじめ対策、対応について今回質問をさせていただきます。

まず1つ目、村全体としていじめ対策の基本的な考え方について。

高山村教育行政方針では、信頼される学校づくりの項目の中で、いじめの早期発見、早期対応など学校全体でのいじめ対策、また、小中学校においては、学校ごとにいじめ防止基本方針が定められております。しかし、保護者側から見ると、学年が上がり担任が替わったとき、また、小学校から中学校へ進学した際の引継ぎ等の連携がうまく行われていないのではないかという意見があります。教育委員会として高山村での保育園、こども園、小中一貫教育として連携、対応方針についてお伺いいたします。

2つ目は、いじめを受けた子供、保護者へのケアについてです。

令和4年3月の総務文教常任委員会報告では、村では重大案件はないとの説明でした。しかし、いじめはどんな場合でも、加害側が何事もなかったように生活が行われて、被害側は苦しい思いが続くことになり、子供、保護者ともに心身の負担が増えることになります。いじめを受けた子供へのケア、保護者への対応など、また、いじめた側、加害者側への対応と対策、保護者への対応、考え方についてお伺いいたします。

3つ目は、教職員による児童生徒へのパワーハラスメント等についてお伺いします。

大多数の教職員の方々は、愛情を持って真摯に児童生徒に寄り添った指導をされていると

いうことは承知をいたしております。しかし、教職員の不適切な言動により、児童生徒が心身の苦痛を感じている状況があった場合、なかなか学校へ相談できない場合の対応について、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 渡邊裕治議員からの高山村におけるいじめ対策、対応についてお答えいたします。

国は、平成25年6月にいじめ防止対策推進法を公布しました。第4条には、児童等はいじめを行ってはならないと定められています。また、第12条で、地方公共団体はいじめ防止基本方針を策定し、取り組むことが求められています。

この法律に従い、先ほど渡邊議員から話が出ましたところですが、高山村では平成26年11月に高山村いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止に取り組んでいます。この方針は18ページに及ぶもので、学校支援、保護者支援のための取組や県教委、関係部局、関係機関などの連携、重大事案への対応などが記載されています。高山村教育委員会のホームページから見るすることができます。

村の基本方針を受け、先ほど話がありました小中学校でもいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止に取り組んでいます。小中学校のいじめ防止基本方針も、各学校のホームページから見るすることができます。

保育所、こども園、小学校、中学校、一貫教育では、保育所・こども園・小学校連携班と小学校・中学校連携班があり、様々な連携を行っています。いじめの問題も一つの検討課題であり、常に情報交換ができる体制になっています。

いじめ被害者及びその保護者、また、加害者へのケアですが、学校で丁寧な相談をするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談することも進めています。

教職員の不適切な指導により学校などに相談できないときは、教育委員会に相談したり、インターネットの検索エンジンから群馬県相談窓口で検索すると、事象に応じた相談窓口が紹介されていますので、これらの相談窓口を利用したりすることを周知していきたいと考えています。

以上で、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、ご答弁ありがとうございました。

高山村で様々ないじめ対策をしていただいているということは、様々な面から見させていただいておるところでございますが、ちょうどこの8月15日に永岡大臣から、児童生徒、学生の皆さんへというメッセージ、8月24日には県教育委員会の平田教育長から、同じく児童生徒、保護者の皆さんへというメッセージが出されて、2学期に迎えるに当たり、不安や悩みを抱える皆さんに対しての呼びかけというものが行われたわけですが、やはりいじめは人権侵害行為であり、いじめを絶対に許さないという揺るぎない信念を持って対応いただければと感じております。

実際に、これお子さんから聞いた体験談なんですけれども、ちょうど小学校、中学校の児童、生徒会において、いじめ防止フォーラムというのを高山村でも行っていただいているというところでもありますけれども、代表として参加した児童生徒の中に、いじめられたときの体験の話をしようと準備していた子がいたそうです。このとき、ちょうど教職員の方にちょっと話を遮られてしまって、話をするのができずに大変落胆をしたということがあって、ただ、こういうつらい思いを皆さんの前で話をするということが、本人にとって大変勇気のあることだったと思うんですね。ただ、話を遮られてしまったことで機会が失われたことは大変残念なことでもあります。

こういうフォーラムに参加する児童生徒は代表であり、もしかするといじめとは縁遠い健全な児童生徒であることが多いと思うんですけれども、こういったことに対して、子供たちに今後、いじめの問題について効果測定を含めてどういった感じでしていくか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 先ほど、いじめ防止フォーラムですが、小学校、中学校の代表、児童会、生徒会の役員になるかなと思いますが、年1回開催しまして、そこでテーマですか、1年間小中学校で取り組むテーマを決めまして、そのテーマに沿って1年間、生徒会の集まりだとかそういうところでやって、翌年その成果を発表するというので、子供たちが決めたことに関しての実践ですか、を1年間通してやるようなものであります。これ非常に子供たちも一生懸命取り組んでくれています。

また、先ほど話が出ましたが、なかなか相談できない部分については、今後そういうことがないように、あるいは実際、この基本方針の中にはあるんですけれども、小中学校とも月

1回、いじめアンケートというのをやっています。いじめアンケートをやって、そのいじめアンケートの中に、ちょっと中学校は名前が変わるかもしれないですけども、いじめアンケートというのをやっています、そこのところで、いじめがどういういじめがあったか、あるいは何か言われたかというのを、ほかの児童生徒に分からないように必ずやっています。

それから、そういうのを早く知るためにクラス内の人間関係を、ちょっと固有名詞で申し訳ないんですけども、QRテストというのがありまして、人間関係がどうなっているかというテストも小中学校とも、これはきちんとした市販のもので、それを見ますと浮いている生徒、児童、あるいはここはある集団だというのが分かるようなものなんですけれども、子供たちにもその結果は返していく部分なんですけれども、そういう中から心配される児童生徒をしっかりと見ていこうというような取組、まだ多々あるんですけども、基本方針の中見てもらおうと、どういうことをしているかがある程度出てくると思いますけれども、そのような形でできるだけ見えない部分についても気を遣いながらやっていくような取組をしています。

また、子供たちが発表したい部分があったところを発表できなかったというのは大変申し訳なかったんですが、今後、フォーラムのところで発言を求められるような形にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口英司君） 渡邊裕治議員。

3問目です。

○1番（渡邊裕治君） ありがとうございます。

先ほど質問させていただいた中で、学校内でやはりいじめが起きている状況というのはあるかと思うんですけども、その中で、なかなかいじめの問題、教職員によるパワーハラスメント等含めてなんですけれども、学校内でなかなか進展しないのでというところで、教育委員会に相談に行かれる事例もあるかと思うんですね。相談をする中で、やはり学校教職員、また生徒はそんなこと言っていない、一言一句ないというふうに真っ向から否定されるような、どうも形もあつたということもお聞きしているんですけども、ただ、学校内というのは全て録音、可視化されているわけではないですし、保護者から見るとやはり大半の時間を児童生徒は学校内で過ごしているわけですから、自分の子供がいじめられてつらい思いをしているということであれば、やっぱり親はそれを否定できませんし、やっぱり子供から聞き取って、それを伝えるということをしていると思うんですね。

児童生徒に対してのいじめ問題、そのほか教職員の方のパワーハラスメント等があったときに、もし学校内だけで進まないのであれば、やはりそういうのは初期対応を含めて、迅速に解決するために第三者を入れた解決のための中立協議会のもを設置するということが今後必要になってくるのではないかと思うんですが、その点ちょっとお聞かせいただければと思います。

○教育長（山口 廣君） 先ほど出ましたが、いじめというのは非常に分からない、先生方も分からないで、ある程度訴えていただかないと分からない部分ってたくさんあると思います。今現在、基本方針等には重大事案にはそういう部分というのが出てくるわけですがけれども、基本的には外部相談窓口たくさんあります、いろいろと。そういうところに相談をまずしていただいて、そのいじめが明らかにならない限り、中立な機関を立ち上げるということも難しいかなというふうに思います。ですから、村の基本方針読んでもらうと分かると思うんですがけれども、そういう中でやっていくと。保護者の方のお気持ちというのはよく分かりますけれども、それがはっきり伝わらないとちょっと何とも対応ができないと。

それから、言った言わないという部分にもありますけれども、基本方針の中で早期解決、早期対応という早期解消に向けてという項目であるんですがけれども、この中でも、いじめられている子供の保護者の立場に立ち詳細な事実関係の確認をする、これ事実関係の確認ができない限りちょっと難しいかなというふうに思いますし、学級担任等が抱え込むことのないように学校全体で組織的に対応すること、校長は事実に基づき、子供や保護者に説明責任を果たすこと、で、いじめる子供に行為の善悪をしっかりと理解させ反省、謝罪させること、さらに、法を犯す行為、いじめというのは先ほど法にありましたけれども、いじめをしてはならないということは、いじめをするということは法律を犯すということですから、警察が入ってくる可能性も出てくるということですがけれども、法を犯す行為に対して、早期に警察等に相談して協力を求めること、いじめ解消した後も保護者と継続的な連絡を行うこと、必要に応じて県が設置しているサポートチームの活用を図ることということで、早期解消についてはこのようなふうに村は、これに当てはめた中でやっていきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、はっきりしておかないとなかなか中立の機関、あるいは県のほうでもそういう中立の機関持っていますので、そのときにはそちらのほうを活用していければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山口英司君） 4問目です。簡潔に。

○1番（渡邊裕治君） ご答弁ありがとうございます。

いじめ問題について、やはり初動が大切だと思います。これまでも解決しないまま卒業という形になってしまい、つらい思いを抱えたまま学びやを後にした生徒もいるわけです。このような生徒を一人も出さないようにお願いしたいと考えております。高山で育った子が、高山を守っていきたい、将来高山村を担っていただける財産、人材が今後ともしっかりと育つような対応をしていただきたいと思います。

以上で1つ目の一般質問を終わりにします。

○議長（山口英司君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の今度は議席での発言を許可します。

1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議長より、一般質問の許可をいただきましたので、先ほどに続いて質問をさせていただきます。

続いて、ICT教育の現状と課題について質問させていただきます。

高山小学校のICT指定校、また、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備において、比較的周辺市町村より先行して高山村は整備が行われました。

まず1つ目に、端末の消耗状況、OSの対応、また、Wi-Fi環境整備等の状況についてお伺いしたいと思います。年数が経過し、端末の保守状況、バッテリー等の消費状況、またOSの対応状況、Wi-Fiの貸出し状況についてです。

2つ目は、登校できない生徒に対してのICTの活用状況についてお伺いします。

ICT端末があることにより、1人1台端末を持っているわけですが、何らかの理由で登校できない生徒に対して、授業や学習の遅れなどが懸念されます。その場合のICT端末を利用した学習等の活用についてお伺いいたします。

3つ目は、ICT端末で記録されたデータの取扱いについてです。

現在、ICT端末は貸与という形ですが、本人が学習上記録したデータ、学習上撮影した画像、文章、メモ等の取扱いについて、個人情報としての側面もあり、最終的なデータは本人に帰属させるべきと考えますが、教育委員会としての考え方についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 渡邊裕治議員のICT教育の現状と課題についてお答えいたします。

端末の保守については業務委託しており、OSのバージョンの確認やバージョンアップ、

アプリなどのインストールや削除などが遠隔操作でできるようになっています。ICT支援員を配置していて、端末本体の状態を定期的にチェックしたり本体の不具合を確認したりしています。心配されるバッテリーの状態は今のところ良好です。また、端末に不具合があった場合には予備端末と交換し、委託業者が生徒の端末情報を設定することですぐに使えるようにしています。

学校のWi-Fi環境ですが、小中学校とも校舎内の全ての教室、体育館、校庭でWi-Fiが使える状態にあります。中学校では武道館、小学校ではプールサイドでもWi-Fiが使えるような状況になっています。ただし、校庭については職員室のスイッチをオンにすることで使用できるようにしてあります。

教育委員会事務局にモバイルルーターが、モバイルWi-Fiルーターですが、15台用意してあり、学校の要望により貸出しをしています。Wi-Fi環境のない家庭にも、学校で設定した期間、貸出しを行っています。また、モバイルルーター1台に5台の端末が接続できるので、校外活動で活用することも想定しています。

現在、家庭で端末を使っただけの学習や連絡ができる環境にあり、実際やっていますけれども、登校できない子供には端末を使った学習などを希望するか、本人及び保護者と相談し、希望する場合は学習や連絡を実施しています。

生徒が作成し記録した端末内のデータは、生徒の著作物であると考えています。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、ご答弁ありがとうございました。

ちょうど導入から四、五年経過して、やはりOSが大体5年から7年というところで次のOSに変わっていくということを考えて、ちょっと心配していた部分があったんですけども、その点は問題ないということで大変安心いたしました。

コロナ禍でやっぱり持ち帰り等のWi-Fi環境に関してあったんですけども、これについて、実はコロナ禍で入学した学年が上がった際に、家庭に持ち帰って設定をという話があったんですけども、ちょっとそこで保護者と学校とで混乱したことがありまして、上の学年には当時、Wi-Fiの設定だとかアンケートはあったんですが、コロナ禍で入学した当時の低学年に対してちょっとアンケートがなくて、保護者側が学校側から通知を受けて、持ち帰るのでWi-Fiの設定を家で試してみてくださいといったときに、ちょっと混乱があったんですね。

やはり家庭環境もやっぱり状況によって今スマホ乗り換えたりだとか、家庭に光回線が来ていない、Wi-Fi回線が来ていないという場合がありますので、できれば4月とか年度初めにそういうような形でアンケートなり調査をしていただきたいというのと、ICTで記録されたデータの取扱いについては著作物ということでしたらなんですけれども、今後、デジタル教科書だとかそういうふうなお話も聞こえてきていますので、この辺の成果物を紙の成果物と同様に持ち出しを認めるというような形のルールづくりも必要かと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 家庭でのWi-Fi環境なんですけど、つながるかつながらないか調査していると思うんですけども、もしどうしてもつながらない場合には先生が行ったり、業者に前は依頼して、家庭の中ですか、入っていい許可を得て接続をしてもらっていますし、それでも難しい場合についてはモバイルWi-Fiルーターを貸し出していますので、また、ぜひそういう部分について保護者のほうからまた意見が出てきたり、あるいはどうですかという調査はしていきたいと思います。

もう一点何でしたっけ、モバイルルーターと、成果物ですね。成果物につきましては、昨年度末の3月、中学校3年の卒業生について、必要なものについてはコピーなり持ち出す、ただ、iPadから成果物を持ち出すのは比較的難しい状態になっています。固有名詞出すと、Google Workspace for Educationに関しては管理者、私も管理者になっています、委託業者も管理者になっていますけれども、そこからある程度を出せますけれども、ほかのアプリについては難しいかなと思います。また、Googleの中のドキュメントとかそういうのはWordやExcelのファイルとして保存できますので、その形を取ってメールで送るか、あるいはUSBをiPadにつないで、そちらに移動すれば持っていけることになります。

高校での接続に関しても、高校からこんなふうに接続してほしい、要するに中学校の成果物を高校で使う場合にはこういうふうにしてほしいという案内が来て、それに従って接続できるようなIDとパスワードをお渡しして、中学校の3年生のIDとパスワードは5月いっぱいまでは削除しませんので、その間に学校のほうで、もし必要なものについては接続をさせてもらってつなげていくというような形を昨年度も実施しております。

本当にアプリによってはちょっと落とせないものもありますけれども、写真なんかは全然問題なくできますけれども、ぜひ必要なもの、つくった成果物、著作物ですから、子供たち

が必要であれば中学校3年生の3学期、あるいは2月後半から3月にかけて引き出すようにと昨年度もお願いしてありますので、その後特別な連絡は来ていませんので、必要な人は出したのかなというふうに、調査はしていませんけれども、思っております。

以上です。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

3問目。

○1番（渡邊裕治君） ありがとうございます。

これからもまだICT教育が、アプリなんかも新しくどんどんなっていますし、アプリ上のデータを出すというのは大変これはできないことだと思うんですけども、児童生徒がつくった文書ファイルだとか撮った写真だとか、そういうものはやっぱり思い出にもなったりしますので、今後ともそういうような取扱いで進めていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の議席での発言を許可します。

1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議長より、一般質問の許可をいただきましたので、本日3つ目となりますが、先ほどに続いて質問させていただきます。

各教育機関での熱中症対策について、近年、温暖化による気温の上昇は著しく、特に春夏秋冬の四季があるはずの日本でも季節が分からなくなるほどの状況になってきています。4月にも気温が夏日、真夏日になることもあり、この夏でも毎日熱中症アラートが出ているような状況です。この夏、熱中症により中学生が亡くなったり、また小中学校でも学校内で熱中症になり救急搬送されるという報道もありました。熱中症対策について一層対策を取らざるを得ません。

そこで今回、各教育機関、保育園、学童、こども園、小学校、中学校での熱中症対策について、1点目お伺いいたします。2点目は、エネルギー効率を含めた断熱、遮熱について、この2点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 渡邊裕治議員からの各教育機関での熱中症対策についてお答えいたします。

小中学校やこども園などの教育機関は、熱中症対策として、令和2年度から使用頻度の多い教室から計画的にエアコンを整備し、主な教室の整備が済み快適な環境での教育活動ができています。また、各教育機関では熱中症計を使用し、暑さ指数、WBGTというやつをチェックし、環境省が公表している熱中症予防運動指針に沿った対応を基本として教育活動を行っています。

独自の対応としては、保育所、こども園では、一人一人の視認、目で見て状況をしたり触ったりして行い、体調の変化に留意し、体調に変化があった場合は氷のうや経口補水液を常備し対応しています。児童館では同じ対応のほかに、暑い日は屋外で20分過ごしたら涼しい部屋で10分のクールダウンをするといった対策を取っております。小学校は早寝、早起き、朝御飯を徹底しています。夜遅くまで起きていたり御飯を食べないと熱中症の確率が上がりますので、これを徹底し、保護者にも協力を得て規則正しい生活習慣を心がけるように指導しております。中学校では、個人で水筒を携帯させ、全員に帽子を支給して屋外活動における帽子の着用を徹底しております。このほかにも、状況に応じた様々な熱中症対策を取っています。

次に、教育関係施設のエネルギー効率対策でございますが、再エネ、省エネ対策には多額の予算が必要となり、現在高山村では、カーボンニュートラル実現に向けて推進協議会で計画を策定しておりますので、計画に沿って対応していこうと思っています。また、小中学校、こども園、いぶき会館における照明器具のLED化に早期に取り組んで、全ての施設でLED化が完了しており、エネルギーの効率化を図っています。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） ご答弁ありがとうございました。

今年の暑さ、毎年毎年なんですけど、数十年に一度の暑さと言われつつもう5年、6年と経過しているような状況です。エアコン設置などのハード面での対策は本当に整えていただいでいて感謝申し上げます。

熱中症対策について様々な対策を取っていただいているんですけども、やはり今後も複合的に考えていく必要があるのではないかなと感じています。一例を挙げますと、やはり子供たち、日焼け止めなんかの使用を推奨したり冷却材なども持参して、そういう形で熱中症対策をしていく、こういったものを持参しない、使わないという時代ではないとは思いますがの

で、判断をして各自自衛、防御をしていくという考え方も必要だと思いますし、児童生徒、保護者、学校と全体で生徒の健康を守る手だてというのは、常にアップデートしていく必要があると思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

◇ 平 形 富二夫 君

○議長（山口英司君） 続いて、9番、平形富二夫議員の発言を許可します。

9番、平形富二夫議員。

〔9番 平形富二夫君登壇〕

○9番（平形富二夫君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、この質問は議会だよりを参考に質問させてもらうわけでございます。交流館建設が終わって1年を経とうとするときに、2人の議員がまだ交流館の質問をしている状況、大変情けなく思います。そして、何よりも村民の多くが不安を感じているものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

道の駅中山盆地観光交流館新築工事が3億4,485万円で請負契約が締結され、令和元年11月12日付で着工されましたが、いろいろな変更が重なり、令和4年3月31日の完成となりました。完成後の総額は8億1,152万8,000円になり、増額4億6,667万8,000円の細かい説明を求めるものでございます。

初めに、交流館の本体工事、内装工事、外構工事、設備工事、防災設備工事の変更前の金額、変更後の金額、そして工事を変更した理由を、村民に分かりやすく説明を求めるものでございます。

次に、確認申請に添付する建築基準適合判断審査の合格判断に至らず、当初の設計会社では業務を遂行できないと判断し、新たに発注し、佐田建設と681万2,180円で建築確認申請業務を契約したとありますが、当初の設計会社とは基本設計、実施設計、建築確認申請業務、開発行為申請業務に契約金3,542万4,000円全額支払ったとありますけれども、合格判定に至らず債務不履行になると考えます。当初の設計会社に返金請求、工事延期損害賠償が発生すると思われませんが、村長は令和4年9月の定例会で、設計業者の過失や内容は素人なので

分かりませんが、弁護士と相談しながら対応を考えておりますので、もう少し時間をいただきたいとありましたが、時間が経ちました。1年が経ちました。この問題、どこまで進行しているのか答弁を求めます。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 平形富二夫議員の一般質問についてお答えいたします。

最初に、交流館新築工事の増額4億6,667万8,000円の細かい説明ということですが、令和元年、当初契約した交流館本体工事のみの請負額は3億4,485万円となります。

設計費用、本体工事、造成工事、外構工事、内装工事、設備工事、防災設備工事等の全ての関連工事を含めた平成30年度から令和3年度までの総費用が8億1,152万8,000円となります。

全ての関連工事を含めた総費用が、交流館本体工事のみの当初請負額に比べ4億6,667万8,000円の増額ということとなっております。

交流館の設計費用、本体工事、造成工事、外構工事、内装工事、設備工事、防災設備工事等の工事変更の詳細な内容について説明いたします。

設計費用では、設計業務及び開発許可に伴う登記費用を含めた当初請負額の合計額は5,607万5,000円で、変更はありませんでした。

本体工事は、先ほどご説明したとおり、当初請負額は3億4,485万円で、1億2,012万円の増額で変更請負額は4億6,497万円となりました。変更理由は、くい工事において9本追加し38本打設施工したためと、さとのわのフードファクトリーの床面積52.99平方メートル追加し、床面積985.24平方メートルに変更したためでございます。

造成工事では、当初請負額の合計額は3,632万6,000円で、2,699万7,000円の増額で変更請負額の合計額が6,332万3,000円となりました。変更理由は、群馬県の開発許可の進めていく中での仮駐車場の排水について、小段排水工事の追加によるものでございます。

外構工事では、当初請負額の合計額は1億1,643万5,000円で、1,097万8,000円の増額で変更請負額の合計額は1億2,741万3,000円となりました。変更理由は、主に建物周りに付随するすりつけ部分に合わせて621立方メートルの盛土工事の増によるものでございます。

内装工事では、当初請負額の合計額は2,858万2,000円で、203万5,000円の増額で変更請負額の合計額が3,061万7,000円となりました。変更理由は、テーブル等の追加工事によるものでございます。

設備工事では厨房機器の購入等による工事となります。当初請負額の合計額は6,908万1,000円で変更はありませんでした。

防災設備工事はさとのわの備蓄庫工事で、当初請負額は3,500万円に変更はありませんでした。この防災設備工事については、当初より本体工事に含まれております。

雑費で消耗品の購入が4万9,000円となります。

設計費用から雑費全て、関連工事を含めた総費用が8億1,152万8,000円となります。

最後に、建築確認申請に添付する建築基準適合判定審査の合格判定に至らず、当初の設計会社では業務を遂行することができないと判断し、別会社に発注したということは、当初の設計会社は債務不履行になると考えておりますが、今後どのように対処していくかについては、建築確認申請業務は当初の設計会社の設計業務に含まれており、債務不履行も含め関係各所と今後の対応について協議を進めてまいります。

執行方としても、後藤肇議員の一般質問でもお答えしたとおり、観光交流館の設計業務の内容については、専門的分野が多く精査できないところがあり、早急に対応できなかったところもあり大いに反省すべき点がありました。今後の設計業務等については、支援業務等の積極的な活用をしながら円滑な事務を進めていくべきと考えておるところでございます。

以上、平形富二夫議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 今、村長より答弁をいただきました。

一般村民は、今の質問では内容がよく分からないと思います。はっきりしたことは、3億4,485万円の金額は本体工事だけだという答弁をいただきました。8億もの工事をするのに、当初の3億4,485万円は本体工事だけなんだ、そんなことがまかり通るものでしょうか。増額変更については、執行部と議会は何回話し合いましたかね。そして、そのうちに臨時会は何回、そして議会はどのように納得したのか、納得しないのか。また、増額の要因は工期延長によるものか、それとも、総合計画を組んだのか組まないのか、そのときに予算計画は甘かったのかなと思いますけれども、答弁を求めます。

また、先ほど確認申請の件でありますけれども、村長も当初の設計会社に返還請求を行うならば、新たに佐田建設と契約した建築確認申請業務の契約金681万3,180円になるのか、また、弁護士に相談する前に返金請求を試算したのか、質問いたします。

また、普通の工事であれば契約金は前払い40%、完成後60%になっておりますが、何で完成しないうちに100%を支払ったのか質問をいたします。

○議長（山口英司君） ここで、暫時休憩します。

再開時間は追って連絡します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時37分

○議長（山口英司君） 再開します。

林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 平形議員のご質問なのですが、複数あってちょっと整理をさせていただければと思います。

まず、本体工事が3億という形だったんですが、その倍になった経過について、当初平成30年度の議会のほうで、最初の金額が多分4億幾らだったと思うんです。ちょっと金額までは覚えていないんですが、その中で、本体工事を進めるに当たって議会のほうでも指摘がありまして、予算をどうしても抑えてほしいという形で、中のエレベーターと浄化槽の工事を次の工事、次年度に送った経緯があります。その関係で最初の本体工事については、今の先ほど村長が言ったような形で当初の金額を設定をさせていただきました。それで議会のほうに説明は何度かしたかという質問なのですが、予算については令和3年度までありましたので、その都度、予算の中でも説明をさせていただきました。

あと臨時会についても、何度か工期変更については臨時会を開いていただいて、工期の延長もさせていただきました。その中で全部の支出が8億1,000万円ということで、2倍以上にってしまったということになります。ただ、そのときに当時説明した部分もあるんですが、本体工事とか外構工事も含めた説明はされたんですが、実際の中で、予算編成の中でその都度、外構工事、あと造成工事とか内装工事についても説明をさせていただきました。その中で、執行部側としては総額幾らという形は多分言っていないと思うんですよね。ただ、その辺については不備があったと思います。ただ、その都度、予算の中では議員さんのほうに説明をさせていただきながら、予算の編成に伴って執行をさせていただきました。

それと、あと佐田建設のほうで建築確認申請680万でお願いをしています。その中で、当初設計会社だった清水設計さんのほうに請求をしたかということなのですが、弁護士さんのほうにその当時、顧問弁護士さんのほうに相談をしまして、請求をしたほうがいいというこ

とで1回請求はさせていただいております。その中で、文面でそういう支払いができるかどうかということも内容の中に入れて、私のほうも設計会社のほうに出向きましてその説明をさせていただいています。文面でということで文面も頂いて、結局支払いについては調停か何かで話をつけたいということで文面で頂いております。

最後に、建築確認ができなかったにもかかわらず全額を支払ったという形なんですけど、平成30年に契約をさせていただきました。その中に基本設計、実施設計、あと開発、そして建築確認の業務が入ってございました。後藤議員の質問の中でもちょっと答えさせていただきました。実際、前払い金をお支払いをしながら事務的なものを進めておりました。

実際、基本設計、実施設計もできて、建築確認がそのときに2月ぐらいですか、できなかったというのは担当の中でも話をされていると思うんですね。その中で工期は3月いっぱいだったということで聞いています。その中でなかなか建築確認が進まないということも、話も多分何度か打合せをして詰めていると思います。その中で結果的なものについてできなかった。ただ、信頼もしている、そのときは信頼をされて設計会社のほうにお願いをしているので、そのとき、すぐ建築確認が下りるという判断をされたと思うんですね。その中で金額についてはお支払いをしたような経緯もあります。

その中で、年が明けて令和1年になって、施工監理、施工監理というのは本体工事とか造成工事を監理をしてもらうような形で、清水設計のほうに監理も委託をしました。その中で一緒に含めて建築確認を取っていただくという形で、当時の担当、私もそういう形で理解をしております。ただ、1年半たって、私が令和2年7月に振興課に来たときについて、建築確認がまだできていなかったと。もう1年半を経過しても建築確認ができなかったということは、どうしても厳しいということになります。それでうちのほうで精査をした結果、後藤肇議員の中にもお答えをしたんですが、その施工監理を実際解除をして、佐田建設のほうに施工を監理、施工というか設計、建築確認の業務委託をしていただきました。それで、その年の翌年の5月に建築確認が取れたということで解除をしまして、建築工事が始まったような形になっております。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

3問目です。

○9番（平形富二夫君） この議会の質問要旨には、質問相手は私は村長に質問をしております。村長のほうから林課長のほうへ答弁させますという説明をいただいております。

そんな中で、先ほど議会のほうから予算を抑えてほしいというお話を今聞きました。抑えた結果が8億ですか。おかしいんじゃないですか。一番初めに出て3億4,000万余りの予算がある中で、議会から抑えてほしい、質問あったのは8億、いつも抑えてないじゃないですか。この4億余りの増額の責任は誰が取るんですかね。

また、先ほど返金請求は当初の設計会社に出したと言いましたけれども、その金額は幾らだったのか答弁を求めます。

○村長（後藤幸三君） 質問を受けた村長でありますけれども、回答は振興課長からさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 請求の金額なんですが、トータルの金額を申し上げます。748万6,384円でございます。その中に、佐田建設さんのほうに委託をして、建築確認でした業務681万3,180円を含んだ金額となります。

そのほかに、施工監理業務違約金ということで48万6,200円、防災のほうでも契約をしていますので18万7,000円、これを3つの金額を含んで、金額が748万6,380円という金額について請求書のほう、私と担当のほうで持っていきまして話をさせていただきました。それについては先ほど申し上げたとおり、この請求については払えないと。後は調停か和解のほうで話し合いの中で、話をしましょうという形で文面で回答をいただいております。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 今、増額4億6,600万円余りの大幅増額の責任はどういうふうにするんですかね。

○議長（山口英司君） 平形副村長。

○副村長（平形郁雄君） 平形富二夫議員からの質問の中で、4億何がしの増額の責任はどうだという話でございますが、また話が繰り返になってしまうところがございます。その辺についてはご了承いただきたいと思っております。

先ほど来、課長のほうからご説明がありました本体工事が当時の3億何がし、それでくいが本数が増えたということで、1億何がしの増額があったということで4億何がしとなりました。

この本体工事につきましては、先ほど来、課長が申し上げた当時の議会の皆さんとの話の中で、費用を抑えろという内容がございまして、話をする中で、この建物のエレベーターは

要らないんじゃないかというような話もございました。ということで、ただ、2階建ての建物ですから、今はこういう時代で高齢者等々、身障者等々の考慮をいたしますとエレベーターは必要であるけれども、何しろ予算を抑えるんだというようなお話の中で、その部分については当初予算から外させてもらいました。その中でも、議員さんとの話合いの中で予算を通していただきました。

また、翌年度になりまして、ほかの内装、外構等々の工事につきましても、当時の議員さんと議論を重ねた中で、議員さんに理解をしていただきながら予算を通していただいて、今現在の建物が完成したわけでございます。説明する中で理解をいただいたということで、責任という言葉がどういうふうな捉え方をすればいいのか分かりませんが、今回の増額については、当時の議員さんと議論を重ねて、議員さんに理解をいただきながら今の建物があるということで、それが全てではないかと思いますが、よろしく申し上げます。

〔「議長、もう1回だけお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

最後でいいですか。

○9番（平形富二夫君） はい。

今、副村長から説明をいただきました。

そうすれば、あれですかね。エレベーターをつければ10億ぐらいになっちゃったんかね。そして、やっぱり計画の甘さがうんと出ていると思うんで、総合計画はどのようにしたのか、本当に聞きたいぐらいです。そして、交流館は営利は目的じゃないと思いますけれども、1年たった今、収支決算の説明、そして、これからの長期計画について答弁を求めます。

それから、この質問は元林議員が追及した問題ですが、今は林議員は入院中でございます。村長のもう少し時間をいただきたいということで止まっております。元林議員にいい報告ができるように、もう一度村長答弁をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） この問題につきましてお答えいたします。

顧問弁護士である熊川弁護士でありますけれども、弁護士との相談をする中でこれから決めようということでありましたけれども、熊川弁護士については、相談をしておりましてけれども、なかなか先へ進みません。で、やめてもらうという状況になりましたけれども、この判断もなかなか難しく、結果的には契約はしませんでした。そして、高崎の田中弁護士にこれからご相談を申し上げながら、解決に向けての関係者の会談になると思いますのでよろ

しくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形副村長。

○副村長（平形郁雄君） 先ほど、平形議員がエレベーターを入れたら10億というようにお話がございました。当初の3億4,000万、この中にはエレベーターございませんが、次の事業を実施する中ではエレベーターを取り入れて、現在の建物はエレベーターがございました。以上です。

○議長（山口英司君） 議長から聞きます。

9番、平形富二夫議員、これでよろしいですか。

○9番（平形富二夫君） 今、交流館の収支決算の1年経った説明と長期計画の説明がまだ受けておりません。

○議長（山口英司君） その点について答弁お願いいたします。

平形副村長。

○副村長（平形郁雄君） 平形議員、大変申し訳ないんですけども、本日、施設の収支決算報告並びに議員皆さんからのご質問等々につきましては、本定例会本会議が終了した後に、会社のほうからご説明する予定となっておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい。長期計画」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 平形副村長。

○副村長（平形郁雄君） 長期計画の長期がどのくらいの長期かは、ちょっとその辺のところははっきりしておりませんが、会社としての計画等々も収支決算報告の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。すみません。

〔「質問じゃないですけども、最後に」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 今、体験交流館の工事が8億余りということで、村民の多くが不安に思って心配しております。そして、議会の中にも皆さんが心配している部分が大変あります。ただ一言、もう完成しております。執行部、また議員、また村民のみんなで力を合わせて、この交流館が大成功で造ってよかったと思えるような行動に移していきたいと思いますので、執行部のほうもよろしくお願いいたしまして、答弁を返させていただきます。

○議長（山口英司君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、9月6日から9月14日までの9日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月14日までの9日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は、9月15日金曜日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分

令和5年9月15日（金曜日）

（第3号）

令和5年第3回高山村議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年9月15日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度高山村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 渡邊裕治君

2番 平形玉緒君

3番 唐澤徳治君

4番 松井陽威君

5番 飯塚武久君

6番 後藤明宏君

7番 佐藤晴夫君

8番 後藤肇君

9番 平形富二夫君

10番 山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に毎日暑い日が続いております。健康管理のため、上着を脱いでの議会審議、許可いたします。

日程に入ります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第1、議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 補正予算書の12ページですけれども、第6款農林水産業費の1項3目農業振興費の中で地域振興課では何年前から地域活性化起業人を利用しているようですが、初めて補正で農林課の中で地域活性化起業人活用事業というのが補正に上がっております。この内容は農林課としてはどのような活用をするのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問にお答えいたします。

この地域活性化起業人活用事業の目的は村内施設を起点としました農産物の高付加価値化村の持続可能な農業づくりに係る業務をお願いするもので、具体的には就農支援・農的魅力開発支援業務で実績のある株式会社アグリメディアの社員の方をお願いし、村の農産物の販売促進などの業務を考えております。

10月1日から来年3月末までの6か月分の人件費や研修会参加の際の負担金、また、地域

活性化起業人が発案・提案しました事業に要する経費などの負担金などを今回計上しております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） そうすれば、これからの農産物のブランド化とか、そういったものをこれから考えて、あと販売路の確保等も推進していただくような形になるのでしょうか。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 今、佐藤議員が言われたような形のものをお願いして、今後推進していきたいと思っております。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） これはアグリメディアと契約してということなんですけれども、これ体制は1人、2人ぐらいが入ってくる予定ですか。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） こちらは1人の方を考えております。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 分かりました。

これ具体的にどのような方向性で考えているのか、その辺も分かれば、ちょっとお話いただければと思います。アグリメディアとどういった方向で話をして進めて、この程度までしたいとか、その辺の目標もあれば、教えていただければ。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 具体的には10月1日から就任していただいております。詳しい内容については契約の10月になってから話をもう少し詰めまして、具体化していきたいと思っております。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 具体化ですけれども、まずその前にこういった方向でという目標値みたいなものがあったら必要かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 先ほど佐藤議員の中でも今後、村の農産物の販売促進などを考えているということで、数値的なものとか、その辺はちょっと詳しい内容についてはまだ詰めていないのが現状でございます。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） これから話合いをもって、方向性を出していくということは分かるんですけども、高山でも農業というのはこういう形でやってきているという中で、この辺については少し取り入れて話の話題性として、持っていきたい部分というのは話があってもいいんじゃないかなと思うんですね。ですから、話し合って、これから計画するのは分かるんですけども、その時点でやはりスタート、次の二段階でスタートするのでは大分違ってくるかなと思いますので、ぜひ、その辺も考慮に入れて、よい討議をしていただきたいかなと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第2、認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案を議題とします。

本件は、9月4日に一括上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際にページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 14ページをお願いいたします。

2款1項5目で総合計画マネジメント事業で、内容的には事業の点検・評価、補助金関連事業185事業を検証、補助金関連事業の方向性について協議、専門員との項目がございます。この内容についてお話していただいて、この中でやはりカットしていくもの、これからもっと進めていくもの、そういったものを特徴的なものを1つ、2つお話いただければと思います。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

総合計画のマネジメント事業についてということなのですが、こちらについては平成30年当時から日本生産性本部に委託しまして継続している事業でございます。実際、今年度については補助金に特化をして185事業、その中で継続するもの、あと見直しをするもの、廃止をするもの、あと、補助金の中でも扶助の部分もありますので、それも含めて今検討中でございます。

ただ、評価もしていかなくちゃならない部分もありますので、今後、数年にわたって補助金については検討させていただければと思います。

ただ、補助金については直接住民の方に係るものもありますので、その辺については慎重にまた、議員の各位のご意見をいただきながら進めていければと思います。

以前からはマネジメントということで、事業の仕分けをしています。その中で、分かりやすくということなのですが、実際出たもの、議案書なのですが、議案書の64ページですね、そちらのほうで事業仕分けをして、例えば、前は幾つもの事業が事業目ごとになっていなかったんですね。例えば、地域公共交通対策事業というのが64ページにあるんですが、その下の吾妻方面の路線バスの補助金交付事業、その下の沼田方面の路線バス負担金交付事業というのが分かれてございます。そちらについては以前、公共交通事業ということで1本だったんですが、分かりやすく議員さんにも執行部のほうに分かりやすく、事業ごとにそういう部分をつくっています。

実際、決算書は分かりやすくなったのかなと部分も感じられます。

あと、皆さんのお手元に成果説明書というのがあると思うんですが、そちらについても令和元年当時だと思うんですね、そこから成果説明書という形で分かりやすく、今は実績があるんですが、将来的なものについては成果をある程度載せていければと思っています。そういう形で分かりやすくはマネジメントのほうでなっております。

実際、今年度については、補助金ということで、見直した一部については地域振興課の事業で言えば、地域振興券を今年度から始めました。昨年、未来プロジェクトのほうで課長級が集まって、各課で相談をしながら、こういう補助金は変えたほうが良いという形で、以前は温泉無料券という形で保健みらい課のほうで扱った事業があります。そちらについては仕分けということで、見直しをして地域振興券事業ということで変わっております。

以上となります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 細かい説明でということ今お話しされたようなことを聞くと、内容的には変わってきているのかなという感じがするんですけども、全体的なこういう4年度決算で成果という形で見た場合に細かいところでそういうところで変わっているからいいのかなという気もするんですけども、その他で何か以前とあまり変わってないような感じに私どもは受けるということはあるんですね。

ですから、その細かいところが変わっている部分と大々的にここはこういった形でこの項目に関しては変えて方向性を出しているんですよという説明も少しPR方欲しいかなという感じを持つんですね。ですから、これでいくと、細かいところちょっと聞くと、変わっているんだよ、そうなんだよと言うんだけど、全体的にぱっと見たときにどこが変わっているか、例えば、さっき言ったよね。そういったところが変わっているんでしょうけど、そういったPRをぜひ今後もしていただけて、もう少し村民の、全部村民に関係はするんでしょうけれども、分かりやすくもう少ししてほしいなという感じは持っております。

自分たちが分かっている、相手が分からないことには説明した意味がないと思うんですね。ですから、その辺をぜひ含んでいただいて、皆さん最大限努力はしていると思うんですけども、その辺の努力をぜひお互いにやっていきたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 議員の皆さんにお願いをします。

成果説明書であるか、決算書であるか、その辺を明示してからページ等を言っただけ

れば、なおさら分かりやすいかと思います。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 成果説明書の15ページ、2款1項5目の中で、むらの中心地づくり事業、それと地域活性化起業人活用事業、それと地域おこし協力隊活動事業というような形で3項目の事業がございますが、これ全体で4,000万ちょっとぐらいの予算が取っております。この中でよく見ると、いろいろの事業の中でさとのわの関連の運営支援とかいろいろ出てきております。こういった中で協力隊なり、起業人なり、そういった地域おこし協力隊なりがさとのわの関係等についてどのくらい開業に対しての関わり等を持っていたのか、その辺の仕分けみたいなものが分かれればお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

佐藤議員のご質問なんですが、中心づくりの中でどういう活動をしているかということだと思います。実際、むらの中心地づくり事業という形で、27年の基本計画から始まっております。昨年さとのわが9月17日にグランオープンをいたしました。その中で起業人の活用方法として、今、4年度についてはTree to Greenの起業人の1名ということと、あと、アグリメディアの起業人で1名ということで入っています。

起業人の中についてはTree to Greenの起業人の1名につきましては、内装の設計とか、そういう部分に携わっていただきました。今現在も木育に関わって進めていただいております。

また、Tree to Greenさんのほうで中心づくりの事業なんですが、小水力発電について村のほうで数か所調査をした部分があります。その中で東京の業者さんなんですが、大手になるかと思います。その方が来て、実際に小水力、何か所か見てもらって、その中で村のほうでできる部分もあったんですが、東電と話している中でノンファームとか売電がちょっと難しいのではないかという形で、今その話で調整をしている段階でございます。

その中で多様性のある森づくりについてもTree to Greenのほうで令和5年度、住民の方に募集をかけております。その辺につきましては、Tree to Greenさんで紹介する業者さんがいまして、その中で今、森林というのが結構皆さん管理するのが難しいということで、スポンサーをつけるような形で下ごしらえというか、伐採をして整地にしていただければ、30年間の地上権を設定しながら、その起業人の人が管理していくという制度でございます。

こちらについても今年度住民の方に募集をした結果、数名の方が募集が来ています。その中でまた話の中でまとめていければと思います。

また、起業人に戻るんですが、アグリメディアさんの関係につきましては、フードファクトリーの運営、あと、販路拡大について今現在動いてもらっております。

あと、地域おこし協力隊ということで、今5人の方がいらっしゃるんですが、中心づくりのさとのわの運営ということで3人の方が携わっております。そのほかに2名につきましては、カフェの運用ということで、城さんという方がいらっしゃったんですが、今はちょっと自分のほうの起業専門でやっています。1年間について、令和4年度につきましては、カフェの店長として頑張ってくださいました。さとのわの中の一部ということになります。

あと、もう1人の方については茶屋のほうでワインづくりを起業してやっております。こちらについてもイベントがあった場合についてはワインを提供していただいたり、そういう形でさとのわについては関わっていただいております。

今後なんですが、地域資源を活用しながら持続可能な村づくりということで、そういう村を目指しておりますので、ある意味さとのわ拠点として地域おこしの方、あと起業人、あとは村全体ですね、そういう部分を推進していければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） それで、むらの中心地づくりということですが、この中心地づくりというのは一応さとのわを中心にして考えているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） さとのわ中心地というのが、そのさとのわの部分、道の駅ですね、道の駅の中心とあとは原と新田と判形、一部中心地は全体的なものが入っています。

今後、多分中心地づくりの中で一番道の駅が多分中心になるのが間違いないと思います。その辺を多分整備をすることになるかと思います。

実際、ハードの部分についてはさとのわが完成しましたので、あとソフト部分、フードファクトリーも含めて、農家さんも巻き込みながら、村の農業の活性化も含めて、あと林業についても76%、村のほうで面積的なものもありますので、そういう部分を少しずつ考えていければと思っていますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） この村の人が皆さんが喜べるようないろいろな事業を進めていただき

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 成果説明書のページは4ページ、2款1項1目総務事務費について質問をいたします。

アルコールチェッカー5台購入とありますけれども、アルコールチェッカーは新規購入なのか、また、買換えなのか、職員にとっても緊張感があつて大変いいことだと思います。毎日誰が測定しているか、また、測定を記帳に記入しているのか、今までにこれをやったことでどのような成果があるのか、総務課長に質問いたします。

次に、ページ7ページ、2款1項1目職員メンタルヘルス対策事業、職員の安全及び健康管理を目的として、衛生委員会を管理運営することともに、職員ストレスチェックを実施、そのために職員ストレスチェックの分析業務を委託、職員を108人と書いてあります。職員108人と多いと思いますが、どこまでの職員なのか。

人間誰でも多少なりともストレスがあると思いますが、職員がストレスがなくなり、村民に対して笑顔で対応していただくことが望ましいことだと思います。令和4年からスタートし、説明を受けました。ストレス分析の結果、どのような成果が出ているのか、総務課長に説明を求めます。

次に、ページ15ページ、2款1項5目むらの中心地づくり事業、先進地視察北海道の東川町、下川町、森林資源等の活用に係る調査、小水力発電所の多様性のある村づくりの視察としてありますけれども、視察した中で高山村に当てはまるような事業はあったのか報告を求めます。

また、視察というのは可能な事業が高山村で実施出来るかが視察の目的だと思いますので、その辺の答弁を地域振興課長にお願いをいたします。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 平形富二夫議員からのご質問でございます。

3点あつたかと思えます。

まず最初に、アルコールチェックについて私のほうからは答弁をさせていただきたいと思います。

高山村役場におけますアルコールチェックについてでございますけれども、改正道路交通法施行規則、これが令和4年4月1日に施行されまして、自動車を5台以上または乗車定員11人以上の自動車1台以上を有している事業者へのアルコールチェック及びその記録の保存

が義務づけられました。

また、10月からはアルコール検知器を使用してチェックをすることとされております。この10月というのは機器の不足等によりまして、今年度まで延期となっておりますけれども、当時は10月までということで規則は施行されました。

これを受けまして4月から目視によるチェックで紙媒体での記録を開始いたしました。

10月を前に8月中旬からはアルコールチェックシステムを購入いたしまして、そのシステムによりますチェックを開始いたしました。端末は役場庁舎、いぶき会館、保健福祉センター、学校給食センター、未来センターさとのわ、この5か所に設置をいたしまして、運転に行く前、それから運転をして帰ってきたとき、運転の前後にチェックを義務づけして現在もやっております。

こちらは少しでもアルコールが検知されますと、0.000ですから小数点以下3桁まで検出できるような器械になっておりますけれども、0.001、ゼロでなければ、アラームが鳴るような設定となっております。そこそこ大きな音が鳴りますので、本人がして、出たにもかかわらず隠していくというようなことができないようなシステムとなっております。

また、測定結果はシステム内に蓄積をされるということになっておりまして、安全運転管理者であります総務課長が一定期間ごとにこれを確認しております。

アルコールチェック開始後、やがて1年が経過することとなりますけれども、アルコールが検知されて運転をやめさせるような事例は今のところございません。

また、以前より飲酒運転は絶対にしないようにということで徹底しておりますので、成果としては目立った成果は感じられるところはありませんけれども、アルコールが数値化されるということで、飲酒運転に対する職員の意識、これは向上しているのではないかなというふうには思っております。

アルコールチェックについては以上でございます。

続きまして、メンタルヘルスチェックについてお答えを申し上げます。

こちら昨年11月に全職員、これ正職員、再任用職員、会計年度任用職員、昨年度は全部で120人ということでございました。全職員120人中、労働時間が週20時間未満の会計年度職員を除く108人、これを対象として実施をいたしました。調査票の作成や分析、これを健康づくり財団に委託をし、実施をいたしたところでございます。

ストレスチェックの実施に伴いまして、産業医の選任、また、衛生委員会の設置が必要でございましたので、産業医に中山診療所の荻原先生をお願いし、また、職員安全衛生管理規

定の定めるところによりまして衛生委員会を立ち上げたところでございます。

衛生委員会ではストレスチェックの実施時期や方法、また結果に基づき、必要がある場合には労働環境の整備について、協議、検討を行っていただくこととしております。

ストレスチェックの分析結果は個人ごとの結果は本人と産業医へ通知をされます。また、個人のと別には所属所別の診断分析結果というのが出されるんですが、その集団分析結果については事業所、それから産業医へと通知をされることになっています。

ですので、事業所として個人の結果を個人についてどのような結果が出たかというのを知ることにはできないような仕組みとなっております。

ただ、分かりませんが、集団分析結果では今回5名の高ストレス者がいるというような通知を受けているというところがございます。

また、集団分析にはストレスの原因と考えられます要因、それからストレスによって起こる心身の反応、ストレスに影響を及ぼす因子などそれぞれ傾向と対策としたアドバイスも記載されてくることとなっておりますので、必要に応じまして衛生管理委員会で労働環境について、これを基に検討していければというふうに思っております。

また、個人としても自分の分析結果を参考として職務に取り組むことによりまして、幾分でもストレスの解消につながるのではないかなというふうには考えてございます。

何分始めたばかりの事業でございますので、いろいろと模索しながら進めていくというようなところではございますけれども、極力ストレスを減らしまして、活力のある働きやすい職場に生かしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 最後の質問なんですが、平形議員のご質問にお答えをいたします。

むらの中心づくりの中で視察ということで昨年の7月27日から29日ですね、3人の体制で行って来ました。ちょっと私は事情があつて行けなかったんですが、まず東川町なんですが、中心地づくりのアドバイザーであります小島先生がいらっしゃるんですが、その方がもし中心地つくるなら東川町ぜひ見ていただきたいということがありまして、視察に至った経緯があります。その中で行った中でちょっと話を聞いたんですが、実際地域振興課でも起業人、協力隊という形で今制度を取っています。東川町については、その起業人が10名で、地域おこしについては50人体制ということで、外部者の方がかなり役場の実務をやったり、起

業をやったり、まちづくりにすごい取り組んでいるということでした。

実際新しい風が入ってくると、どうしても職員のレベルも上がってくるし、どうしても考え方も変わってきますので、すごい起業人の方についても役場に直接に入っていますので、そういう部分もすごい将来的には町のために発展についてはすごいいいという話を聞いております。

その中で公民連携ということの事業、P P Aですね、役場と、あとは民間の事業は事業者がある程度、公共施設の関係とかの事業と一緒に取り組んでいる方法とかも先進地ということで見えてきたようでございます。

ただ、村の中では起業人も含めて地域おこしの方、財源的なものについては特別交付税、国の特別交付税で来るんですが、公民連携ですれば、補助金のほうも入ってくるので、そういう取り方、一般財源をうまく減らして、うまく同じ税金なんですけれども、国の補助金、国の特別交付税をうまくもらってくる方法はすごい役に立っていると思います。そういう部分はある程度参考になっている部分はあるかと思えます。

あと、下川町なんですけど、こちらについては高山村が森林が76%あります。下川町については9割が森林ということで20年前からSDGsに取り組んでいて、森の循環の仕組みをつくっています。ただ、本当に森の循環の仕組みというのは多分一、二年ではできないことで、10年、20年ぐらいの多分スパンかかると思います。

実際、製材の方も100近くがいらっしゃるといって、結局無駄な資源がないような形で町全体を回しているような仕組みだと思います。

実際、無駄になったもの、木材なんですけど、そちらについてはチップを作って、バイオマスで庁舎で利用したり、道路であれば、融解の熱源ですか、そういう形で運用しているげです。

高山村についてもいずれ森林の循環の仕組みを5つの宣言でも言っておりますので、そういう取り組みがあった場合、SDGs、脱炭素も含めてですね、そういう部分が事業展開をしていく場合についてはすごい参考になるのかと思えます。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 先ほど総務課長にアルコールチェッカーについて答弁をいただきました。私から見ると、アルコールチェッカー、1年前からと言っているんだけど、ほかの企業では随分前からやっているんだけど、何でこんなに遅いのかなと思って、今不思議

議に思いました。

しかしながら、やることは大事なことなので、これからも続けてしっかりチェックをしていただきたいなと思います。それが村の見本になると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、総務課長にストレスチェックについて質問しまして、答弁をいただきました。

その中で個人の情報は本人しか分からないという説明を受けました。今、個人情報があるから、うるさいから大変だと思いますけれども、その中で5人が対象になったと、個人の情報は個人のとこっきり分からないわけが5人その関係いたというのを答弁もらったんですけども、それはどのように分かったんですか。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

個人ごとのこういった形で高ストレスになっているのか、また、誰が高ストレス者となっているのか、これについては把握はしておりません。

ただ、総体的な報告の中で今回108人でございます。108人を検査しました。

ちょっとまた話が戻って申し訳ないんですが、対象とすると今回全員出してもらったんですが、108人を対象に調査票を送付します。基本的には全部出していただきたいんですが、それは出さなくてもいいということになっています。

ただ、108人対象がいたけれども、実際やったのは50人だということもあり得るというようなことになってございます。

集計をして、その中、何人対象で何人が提出をして、そのうち高ストレス者となった者は何人だという報告は来るといようなこととございます。

先ほど、説明ではちょっと申し上げなかったのですが、その高ストレス者、これについては精神科医との面談、これを本人の申出により実施ができると、実施をさせるということになってございます。本人がちょっと面談をしたいということであれば、そのときには事業所を通して、精神科医のほうに行っていただきますので、そのときには高ストレス者だったということは把握というようことになります。ですから、本人が面談を申請をすれば、事業所でも誰が高ストレス者ということが知ることができるといようなことになってございます。

以上です。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、総務課長から答弁をいただきましたけれども、ストレスチェックというのは調査をして、職員の健全な体調で勤務できるようにしたほうがいいと思いますけれども、私も議会を長くしておりますと、役場の中でもちょっと悩んでいるんじゃないかなという人たちをよく見ます。

だから、その人たちをなるべくストレスがかからないように、みんなで支えながらいい行政にして、村民のためにいい仕事をしていただきたいと思います。

それから、先ほど地域振興課長に答弁をいただきました。

視察、視察と言いますけれども、やはり視察は高山村に対して可能な事業はできるのかと、なるべく高山村とかけ離れた町村・市ではなくて、高山村に似たような規模のところの視察が望ましいと思います。高山村も山が多く自然が多いところですから、ぜひそのようなところ、視察の成果を現わしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 次に、3款及び4款について質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 質疑ないようです。

次に、6款及び7款について質疑を行います。

6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 成果説明書の93ページ、6款1項3目中山間地域等直接支払交付金についてお伺いいたします。

現在、原・本宿地区集落協定により、どのような事業活動にて交付金が支払われているのか、説明をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えいたします。

この中山間地域等直接支払交付金事業は農業生産活動等継続するための活動や体制整備のための前向きな活動などを行う協定に対し、交付単価の10割を交付する事業となっております。

原・本宿地区では平成18年度からこの集落協定を締結しており、今年で17年目となりま

すが、現在の受益者は106名、受益面積32.5ヘクタールに対する交付金281万1,842円を昨年度交付しております。補助率は国2分の1、県4分の1、村4分の1となります。

事業活動としましては、原・本宿地区において土地改良事業により整備された農地のうち協定を結んでいる区域ののり面、農地ののり面の除草作業を軽減させるため、畦畔保護植物の植付けを行ったり、用水路の補修や泥上げなどを春先、田んぼが始まる前に作業を毎年1回実施しております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 6番、後藤明宏議員。

○6番（後藤明宏君） この事業なんですけれども、他の地区ですよ、そういうところでも結構やりたいというような方もいらっしゃると思いますので、割とその内容を周知していただくような広報活動というのをさせていただきたいと思います。

それとあと、草を植えたところなんですけれども、それがここ何年か経ちまして、効果があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 畦畔保護植物の植付けというのでセンチピードを植付けをしたりしたんですが、やはり管理をよくしている方については、そういった雑草があまり生えてなくて、草があまり伸びていないようなところもあるんですが、中にはやはり管理をうまくされていない方については雑草に負けて、雑草のほうが勝っているところもあつたりしております。

以上です。

○議長（山口英司君） 6番、後藤明宏議員。

○6番（後藤明宏君） やっぱり田んぼの畦畔というか、畦がこれからやっぱり草が問題になってくると思うんですよ。ですから、そういう植物を植えて管理をしっかりするということはこれから大切だと思います。その辺もこれからいろいろ考えていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

続きまして、成果説明書の104ページです。

6款2項2目ぐんまみどりの県民基金市町村提案型事業について質問いたします。

年々予算が1,000万円前後減額になっていますが、これは村からの提案により予算づけされるのでしょうか。減額の理由の説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えいたします。

こちら村民からの要望を村で取りまとめて県に申請することになっております。

令和3年度より植栽した翌年度からの下刈り管理箇所が減少しており、また、新たに村民からの事業要望等がなかったため、事業費が減少していました。

以上となります。

○議長（山口英司君） 6番、後藤明宏議員。

○6番（後藤明宏君） そうすると、村民からの提案というのがなくて、事業が少なくなったということによろしいわけですね。

かなり山合いとか国道沿い、山の中はすごくきれいになってよかったという時期があったんですけども、また、ここ最近、結構、またやぶが増えてきたように思います。ですから、そういうところをできればこれからもまたきれいにしていっていただければと思います。

続きまして、決算書なんですけれども、146ページ、7款1項12目たかやま未来センターさとのわ施設管理事業なんですけれども、12節指定管理料940万3,822円とありますが、この指定管理料とはオープンより8か月分の管理料でしょうか。

また、この指定管理料は毎年指定管理者に支払われる額なんですか。説明をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤明宏議員のご質問にお答えをいたします。

さとのわの指定管理料ということで940万3,822円、こちらについてはオープンが9月17日にしました。8か月分の水道光熱費とかそういうものを全部含めています。

ただ、人件費につきましては、フードファクトリーの関係ですので、4月から入っている方もいらっしゃるのですが、その人件費についてもその中に入っています。

実際の指定管理料を今後支払うかどうかなんですけど、今どうしても収入がフードファクトリーではなかなか上がってこないという形で、今、先ほど佐藤議員の中にも説明したんですが、起業人の方も入っています。地域おこしの方も入っています。また、民間会社でH i n o k iさんという方も、藤田さんという方も入っていて、今販路を拡充しています。

その中で例えば、販路が拡充してフードファクトリーの実際収入が得た場合、純利益が上がってくれば、当然指定管理料については減額、もしくは逆に村のほうに収めてもらうような形になるかと思えます。

来年指定管理者が替わりますので、今年公募をしたいと思っています。その中でも替わっ

た段階でその中でどういう形でしていくかというのも具体的な話ができればと思っていますので、今のところについてはこの金額がちょっと多くなってくると思うんですが、販路が出て利益が上がってこない以上については指定管理料は村のほうからその会社に支払うような形になるかと思えます。

以上になります。

○議長（山口英司君） 6番、後藤明宏議員。

○6番（後藤明宏君） 村の中心地づくりということで道の駅周辺、そちらのほうに予算をつぎ込んでいくという状況はよく分かるんですけども、なるべくそのさとのわに関しても今後フードファクトリーの売り上げ上がるようにして、なるべく予算的には少なくできるような形に持って行っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 決算書140ページ、成果説明書は109ページになります。

7款1項3目観光PR事業の中の成果説明書のほうには各種広告掲載という形になっているんですけども、決算書のほうに12の中にDiscover Takayamaサイト更新業務委託というところがあるんですけど、これに関して2017年12月にプロジェクトが始まりまして、2018年3月にこのDiscover Takayama Gunmaのページドメインを取得して、既に5年が経過しております。当時はインバウンド向けプロモーション動画制作プロジェクトという形で制作されたようなんですが、その後、新型コロナウイルス感染症対策でインバウンドが止まっていた部分が多いかと思えます。

このプロジェクトが継続的に行われておりますので、その成果について地域振興課のほうにお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

渡邊議員のご質問にお答えをいたします。

Discover Takayama、確かに渡邊議員が言ったとおり、もう5年が経過しております。実際、これ29年度に作成をしております。7分程度の動画でYouTube上げて、実際今、見ているのが8,500回ぐらいの多分閲覧回数があるかと思えます。大変5年で確かに少ないんですが、当時としてはインバウンド、海外の方をぜひ村にという形もあるんですが、コロナ禍の中で止まった事情も3年間ありました。実際、二、三年間ですかね、道の駅のほうでそのDiscover Takayamaを動画として流した部分もありま

した。そのときはインバウンドということで、英語の部分もあったし、中国語の2か国語も使っておりました。

その中で成果と言われるんですが、なかなか成果的なものは上がっていないのが現状でございます。

実際、こちらについては観光のPR動画がその当時村になかったんですね。そのPR動画とまた村の紹介の動画もなかったのも、そこを含めてそのときに作成したものが、今も5年間ずっと続けているような形になるかと思えます。

実際、見ている方も少ないんですが、今後ある意味有効活用しながらですね、海外の方も道の駅大型バスで来る方もいらっしゃいますので、なるべく村を知ってもらおうという意味で、観光PR、こういう村があるということを知ってもらおうということで、そういう動画も使っていければと思います。

成果についてはちょっと難しい部分もあるので、今後、サイトをどのくらい検索したかというのもちょうとうちのほうで見させていただいて、今後どういう形で活用していくか、あと、移住定住の関係についても村の紹介も出ていますので、そういう部分も含めて活用していければと思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、答弁ありがとうございます。

私としてはこういった動画コンテンツ、映像コンテンツというのはしっかりとつくられたよいコンテンツだと思いますし、もう少し活用する方法をやはり考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

過去に調べてみたら、平成6年にのびゆく高山、ユートピア高山という2本のプロモーションビデオを村で県内テレビ局とその関連会社に依頼して制作しております。こういった高山村のPR映像の中には当時の様子や上州高山音頭など映像も含まれておりまして、私も実家から受け継いで大切に残してあるところです。

尻高人形など文化財についても貴重な映像だと思いますし、当時の状況を振り返る貴重なアーカイブになるのではないかなと思っています。

決して必要ないというふうには捉えないでいただきたいんですけども、ただ、やっぱり動画再生回数等あったり、先ほど地域振興課長がおっしゃられたように移住定住のほうにも同じような動画がありますので、こういった動画を残しつつ、5年ほど毎年更新料がかかっている部分があると思うんですけども、多分これはドメインの登録の関係でJPアドレス

が多分1年ごとの更新だということだと思うんですけれども、今後やはり統合するなり、ちょっと考えていただいて、ただ、映像としてはすばらしく、予算もかかって制作されている部分がありますので、ぜひ有効活用をしていただいてということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 成果説明書の91ページ、地域おこし協力隊活動事業で就農型、現在の隊員が3名ということで報酬及び活動費が載せてあるわけですが、活動内容に対しては村内農家における農業研修ほか農業に関する講習会等の参加ということであるんですけれども、どういったことを農家に、どういった農家の方に講習を受けているのか。今まで何名の方が就農しているかなと思うんですね。全体で何名が来て、何名が就農されて、何名が途中棄権したとかという話もちよっと聞きましたので、その辺の内容につきましてちょっとお話いただければと思います。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員からのご質問にお答えいたします。

この地域おこし協力隊就農型につきましては、令和4年度から始めた事業となります。昨年度3名の隊員の方が移住してきましたが、お一人目が埼玉県出身の男性で昨年9月から赴任し、お二人目が東京都出身の女性で11月から赴任、そして、3人目が東京都出身で12月から赴任いたしました。

また、これとは別に昨年5月にお一人隊員として赴任し、有機農業を希望され、農家さんのところで研修を始めましたが、2か月の研修でリタイアしてしまいました。理由を伺うと、実際に研修をしてみて、農家の大変さが分かり、また、家族や周辺の手伝いがないと成り立たないことや収入面に関して不安を感じたということでございました。

また、農家さんのところでの研修につきましては、活動開始から3か月くらいはいろいろな農家さんのところで研修を受け、その後は固定の農家さんのところで研修を受ける形を取っております。昨年度は7軒の農家さんにお世話になり、1日当たり2,500円の研修委託料ということでお支払いをしております。

また、専門的な知識を習得するため、伊勢崎市にあります群馬県農業技術センターに通われたり、農業機械の大型特殊免許を取得するため、自動車教習所などに通われたりした隊員の方もおりました。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） ただいまの課長の説明で内容的にはすごく分かりやすく、こういうことをやっているんだなというのが把握できました。

ただ、農業就農型ということで、したい気持ちはあつて来村して途中でというのものもあるでしょうし、長続きする人もいるでしょう。そういった長続きをするようにしていくのにはもう少し村民との触れ合いとかいろいろな形を取りながら、近所でのやっぱりお手伝いというのがかなり必要性というのが出てくるのかなという感じがするんですね。

ただ、今まではコロナ禍とかいろいろな理由であつて、そういう部分が全部カットされていたかなと思うんですけども、これからはそういった部分、ただ農業をしたいだけということでも来ても、やはり文化面とかいろいろな部分を研修しながら、高山のよさを知っていただく、農家でも1から10までの人がいますから、そういった企業を起こしている方の実習をぜひしていただいて、近所で見守りをして、例えば、これはどこでも地域でやっているかと思うんですけども、高齢になって機械が使えなくなる。その機械がここでそうだから使ってほしいとか、そういう情報も入れながらぜひ役場のほうでも集約して次に農業を手伝っていただけるような方を探していただきたいかななんて思います。

ぜひ、かなりこれは重要な項目になるかなと思いますので、お互いに情報を得ながら年に1回2回は情報交換会とかいろいろしながら進めていただいて、進んでいけばいいんじゃないかと思いますので、今後ともぜひ力を入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） ここで暫時休憩します。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（山口英司君） 再開します。

6、7款で質疑はございませんか。

9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 成果説明書の90ページ、6款1項3目新規就農者支援事業、農業次世代人材投資事業補助金を補助しておりますけれども、5年間のうちに新規就農者と農林課はどのように接触しているのか、打合せしているのか、また、支援が終わった就農者のその後の分析をどのように行っているのか、そして、どのような成果が出ているのか、農林課長に説明を求めます。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

この事業は次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農直後の経営確立を支援する経営開始型資金5年以内を交付する事業となっております。

以前までは原則として45歳未満で独立自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じ、年間お一人150万円を最長5年間交付することになっておりましたが、制度改正等により年間の交付金額は変わりありませんが、交付期間が最長3年までとなってしまいました。

今現在、支援をしている方は平成31年4月に就農され、この農業次世代人材投資事業経営開始型補助金の交付を令和元年10月から交付開始となった方がお二人いまして、令和6年9月までの5年間交付予定となっております。交付期間中は就農状況の確認や報告を毎年前期、後期の2回、県吾妻農業事務所とJAあがつま、そして、村の農業委員長と研修農家さん、そして、村担当者として現地の圃場を確認し、作付状況の確認や栽培方法のアドバイスなどを行い、就農状況報告を村経由で県へ提出しております。

この報告確認作業は令和7年2月で終了予定となりますが、その後は就農状況報告を毎年提出していただき、こちらが令和12年2月までで終了予定となります。

過去にこちらの支援事業を活用された方がお二人おいまして、1人は認定農業者となり、現在も就農されており、もう1人の方は認定農業者には至っておりませんが、就農されております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 今、農林課長から答弁をいただきました。この補助金は5年間という、個人的には大変大きな金額になると思います。今まで補助金はあったということは知っていましたが、その後、どうしているのか、もらっている時期はどうしているのか、分かりませんでしたけれども、今、農林課長のほうから分かりやすい説明をいただきました。分

かりましたので、ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 質疑ないようですので、次に、8款及び9款について質疑を行います。
8款及び9款についてはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 質疑ないようですので、次に、10款について質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑ないようですので、次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

5番、飯塚武久議員。

○5番（飯塚武久君） 庁舎建設等基金積立てについてですね、お尋ねします。

成果説明書の175ページ、決算書だと212ページ、それから215ページになります。

現庁舎は建設以来50年が経ちまして老朽化が著しく、また、洪水時における浸水想定区域に該当することなどから近い将来に移転、建て替えをする予定であるとお聞きしております。
現在の検討状況についてお尋ねいたします。

まず1点目に基金の内容についてであります。当該基金のうち庁舎建設のための金額はいかほどか。

また、2つ目であります。庁舎建設のための進め方についてでございます。

庁舎建設の目標年度とそれから概略スケジュール、また庁舎建設に当たっての検討体制についてどのように考えているか、お尋ねいたします。

以上、現時点で分かる範囲で結構です。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 庁舎の建設でありますけれども、基金関係については総務課長のほうから説明させます。

庁舎建設のスケジュールと検討体制について、説明を申し上げます。

庁舎整備の検討は副村長を筆頭に各課長、議会事務局長で組織する役場庁舎整備検討委員会において、るる検討しております。

昨年度検討委員会において、整備期間、整備中の業務、整備に伴う労力、整備した施設の耐用年数、また、他市町村の整備状況などを総合的に検討した結果、新築移転がいいのではないかという結論を得たところでございます。

が、根拠の乏しいものであることは否めません。議会からも整備方法の決定に際しては民

意を問うようという要望書も提出されております。

民意を問うためにはしっかりとした根拠を持った整備概況、整備費用の提示は最低限必要であると考えています。

短期間な整備費用のみならず、長期間のランニングコストも含めた中で検討をすべきであると考え、現在、その資料収集に努めている最中でございます。

民意を問うための選択肢は実現可能なものでなければなりませんし、選択肢が少ない方があとの混乱を招かないのではないかと考えております。

整備期間についても未定でございますが、まずは選択の基礎となる資料収集に努め、整備方針の合意形成がなされた上で具体的なスケジュールを検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口英司君） 後藤好総務課長。

○総務課長（後藤 好君） では、私のほうから基金のほうの関係についてご説明をさせていただきますと思います。

まず、庁舎建設等基金の積立額についてでございますが、令和4年度末の現在高は4億5,379万3,112円で、太陽光発電設備等更新費用の積立金分250万円を除いた約4億5,000万円が庁舎整備のための積立金となります。

現在のところ、先ほど村長の説明にもございましたように、庁舎整備の方針が定まっていないために明確な積立金額は設定をしておりません。どのような整備方法を取ったとしても相当大きな費用を要することが予想されます。起債などのほかの財源を検討しながら、最終的に余れば、財政調整基金への繰入れも可能であると考えております。

このようなことから、決算の実質収支状況、これを勘案しながらということにはなりますけれども、もう少し積み増しをしてもよいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚武久議員。

○5番（飯塚武久君） 現段階ではですね、不確実な要素が多いと、資料収集中ということでございまして、多くの部分についてはこれからというようなことのようにございます。

そうした中で、庁舎建設の検討を進めるにおいてお願いをしておきたいと思っております。

1つ目としましては、庁舎をむらの中心づくりとしての位置づけの中で他の施設との機能一体性、利便性等、総合的な検討の中で進めさせていただきたいというふうに思います。

2点目でございますが、問題となった交流館の事例を踏まえまして、万全な検討体制を整

え、箱物行政先行ではなくて、百年の計の視点でしっかりと時間をかけて進めていただきたいというふうに考えます。

ちなみに、先ほど村長のほうから検討体制お話があったんですけども、議会側もこれに加わることは可能でしょうか。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） それも可能であると思います。

さらにそのほうが情報の共有化ができて、意見の集約もできるんじゃないかなというふうに私は思っております。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚武久議員。

○5番（飯塚武久君） 今、村長のほうからお答えをいただきました。

議会としてもやっぱり入って、議会というのは村民の代表でございます。ぜひ、入れていただきたい、それは議会全員の合意ではないんですけども、私個人の考えなんですけれども、ぜひそんな方向でよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 12款から14款及び歳入についてほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 質疑ないようです。

次に、認定第2号から認定第8号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第1号から認定第8号までの8議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 日程第10、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期12日間にわたり慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和5年第3回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員